

赤字 : 9/28 NRA面談資料からの変更箇所

DB設備、SA設備のLCO等の充実による安全性向上

原子力エネルギー協議会

1. はじめに	2	~	3
2. DB設備、SA設備のLCO等の充実	4	~	6
3. AOTの変更（検討例）	7	~	8
4. SA設備等のLCO設定の見直し	9	~	10
5. 今後のスケジュール（案）	11		

【添付】「**重大事故等発生時における特重施設活用**」の取扱いについて

1. はじめに

- ATENAでは、新規規制基準に適合した発電所の運用実績、現状の設備体系（DB設備、SA設備、特重施設）における相互の補完関係等を踏まえ、現行保安規定の改善点について対応を検討した。
- 検討の結果、現行保安規定における改善点は以下のとおり
 - （1）DB設備、SA設備のLCO等の充実
 - ⇒ ① LCO及び「要求される措置」の充実、 ②AOTの変更
 - （2）SA設備等のLCO設定の見直し
- これら2つの改善点について、「第14回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会」（2022年4月19日）において説明した※¹。
- 2022年7月、上記2つの改善点に関する考え方及び手順を取りまとめ、「多様な設備による安全性向上のための保安規定改定ガイドライン」を発刊。
- その後、面談においてSA設備の重要度に応じた効率的かつ効果的運用の推進、およびガイドラインに基づくAOTの変更について説明した結果、保安規定の変更認可申請書提出前に、LCO等改善の方向性を確認するため考え方を整理し、改めてCNO意見交換会で議論した方が良いとの指摘があった。
 - ✓ 「(1) ②AOTの変更」について、炉心損傷頻度を考慮して変更しようとしているので、その考え方を整理すること。また、抽出の考え方を整理すること。【スライド5～8参照】
 - ✓ LCOの全体的な見直し計画と今回の設定変更の位置づけを整理すること。【スライド3参照】
- 上記指摘を踏まえ、「(1) ②AOTの変更」について、今回、改めて議論したい。

- LCOの全体的な見直し計画については、同様の安全機能を有するDB設備、SA設備、特重施設について、その区分に拘ることなく、柔軟かつ最も効果的に活用していくことが重要であることから、保安規定だけでなく、設置変更許可、設工認記載を踏まえた設備の効果的活用・改善策（全体像）について整理した（下表参照）。

許認可文書		項目	改善事項
設置許可	本文十号 添付書類十	DB安全解析	(変更なし)
		SA技術的能力	◆重大事故等発生時における特重施設活用【スライド12,13】
		SA有効性評価	(同上)
設工認	—	—	(変更なし)
保安規定	運転管理	LCO	◎DB設備、SA設備のLCO等の充実 (LCOの充実、要求される措置の改善)【スライド4】 ◎SA設備等のLCO設定の見直し【スライド9,10】
		AOT	◎AOTの見直し(相対値)【スライド5~8】 ◆米国のような定量的指標(絶対値)を活用したAOT見直し【スライド8】
		手順書の整備	《済》SA時における特重施設活用【スライド12】

《済》: 対応済、◎: 今回提案、◆: 将来実施、 : リスク情報活用

- その他、特重施設導入に伴いEALの見直しについて検討中。

【現状】

- DB設備やSA設備におけるLCO逸脱時の措置（「要求される措置」）において、同等の機能を有するSA設備や特重施設（以下「SA設備等」という。）のLCO変更や動作可能性確認は考慮されていない。

LCO等の 設定設備	LCO逸脱時の措置で、動作可能性等を確認する設備		
	第1段階	第2段階（以下の何れかの動作可能性を確認）	
	DB設備	SA設備	特重施設
DB設備	健全側システムの 動作可能性確認 (起動)	なし	
SA設備	対応する設備の 動作可能性確認 (起動および記録確認)	同様の機能を有する設備 の動作可能性確認 (記録確認)	なし
特重施設	対応する設備 の動作可能性確認 (起動および記録確認)	SA設備又は特重施設のうち同様の機能を 有する設備の動作可能性確認（記録確認）	

【改善点①】

➤ LCOの充実

LCOが設定されているDB設備の設計要求を全て満たすSA設備等がある場合は、LCOを充実する。

➤ LCOが設定されているDB/SA設備に対する「要求される措置」の充実

LCO逸脱時の「要求される措置」に対し、SA設備等の動作可能性確認が考慮されていない設備については、これを考慮し、いずれの設備のLCO逸脱に対しても、同様の機能を有するDB設備とともに、SA設備等のうち有効な設備を措置に加える（上表 に追加する）ことで、リスク低減が可能

【基本的考え方】

- 要求される措置の完了期間(AOT)・・・安全上の要求から多重性の機能を持つ機器・系統の一つが、故障やその復旧等の理由で一時的に待機状態でなくとも許容される期間
- AOT設定にあたり考慮すべき事項
(1)LCO逸脱時は、単一故障基準が一時的に緩和されている状態であることから、AOTを必要以上に長くすることは好ましくない

⇒適切なAOT設定により、リスクの増分を十分低く抑える

- (2)LCO逸脱からの復旧のため、原因特定、復旧方法の検討、復旧作業、機能確認等の期間を確保

⇒適切なAOT設定により、作業品質を確保する

- (3)安定運転している原子炉を停止させることにより、過渡的な状態が発生するリスクを回避

⇒適切なAOT設定により、原子炉停止リスクを低減する

適切なAOT設定には、(1)～(3)のリスクのバランスを取りつつAOTを設定することが重要
(従来は、主として工学的判断に依っていたが、リスク情報活用が期待される)

2. DB設備、SA設備のLCO等の充実 ②AOTの変更

6

【改善点②】

➤ 要求される措置の充実を踏まえたリスク評価によるAOTの変更

SA設備等の導入及びそれらによる「要求される措置」を充実（改善点①）すること等により、設備の待機除外に伴うリスク増分（以下「積算リスク」という。）を低減させている。

そうした中、要求される措置の完了期間(AOT)を適切に設定することで、「作業品質の確保」や「原子炉停止リスクの低減」によるメリットが、AOT変更による「リスクの増分」を上回ることが期待できる。

⇒「作業品質の確保」や「原子炉停止リスクの低減」によるメリットが期待され、定量的な積算リスクが十分に小さい（SA設備導入前より小さい）場合に限り、AOTを変更できることとする。

- ✓ リスク指標として、AOT評価を規定した米国NRCのR.G.1.177で用いられている条件付き炉心損傷確率増分（ICCDP。「積算リスク」と同義。）を活用※1。

- ✓ 積算リスクは下式で定義される。

$$\text{積算リスク} = \text{炉心損傷頻度増分} (\Delta\text{CDF}) \times \text{AOT}$$

- ✓ 積算リスク等の計算に使用するPRAモデルは、最新の内の事象の運転時レベル1PRAモデルを活用※2。

※1：【参考1】参照

※2：格納容器破損防止を主たる機能とする設備については、CDFをCFFと読み替え、積算リスク等の計算は内の事象レベル1.5PRAモデルを活用する。

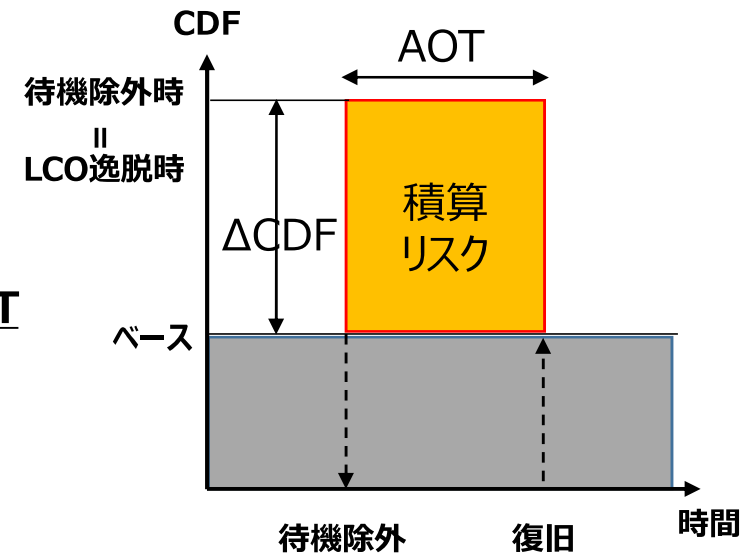


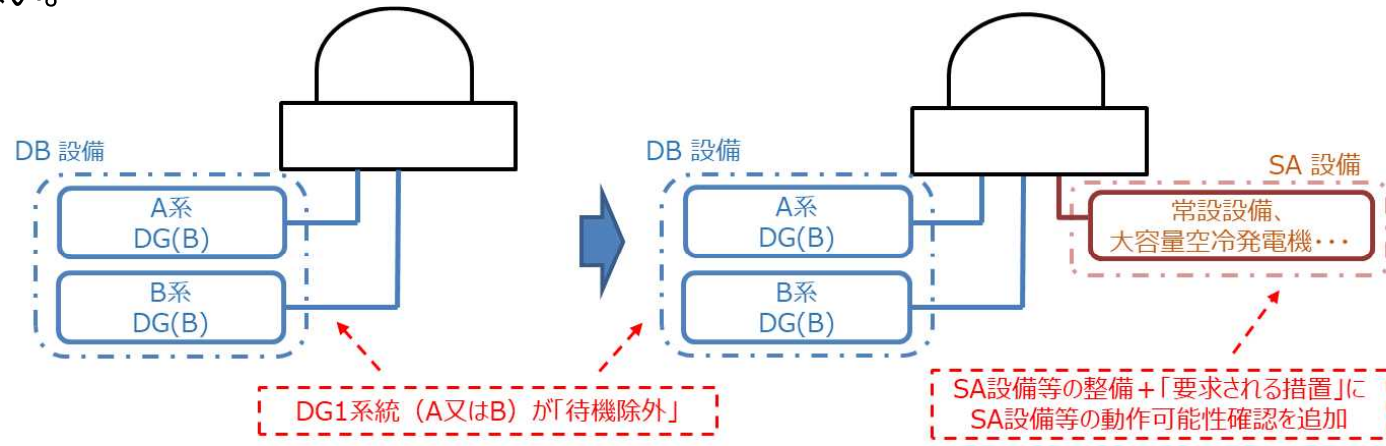
図 リスク指標の概念図

3. AOTの変更（検討例）

- 先行申請予定プラントにおいてAOT変更について検討した結果、非常用ディーゼル発電機、蓄電池が抽出（ただし、プラント設備構成等により、抽出結果は異なる）。

【非常用ディーゼル発電機でのAOT変更の検討例】

⇒現状、10日で設定されているAOTを30日に延長しても、積算リスクは 1.9×10^{-7} 程度（AOT変更前から 1.3×10^{-7} 程度の増加）であり、SA設備等の整備前の積算リスクに戻るほどではない。



（本案は例示であり、記載はプラント設備構成により異なる）

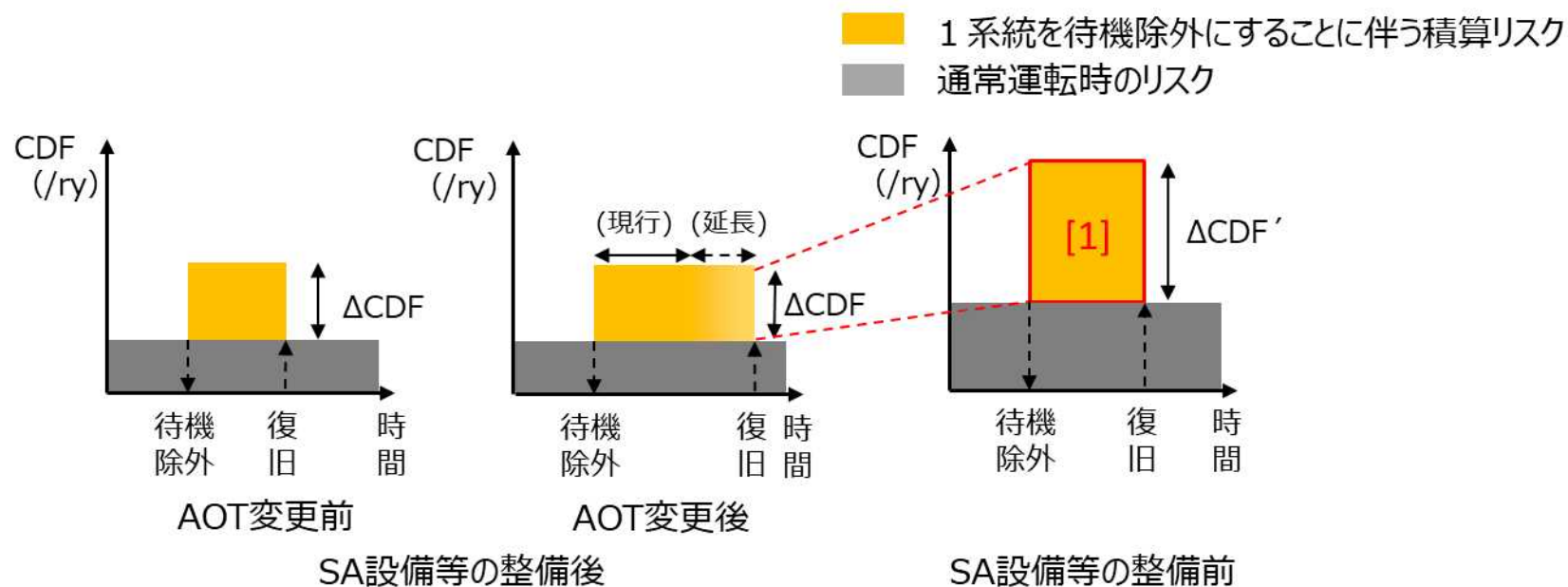
		CDF _{BASE} (/ry)	ΔCDF (/ry)	AOT	積算リスク※
AOT	変更前	1.2×10^{-6}	2.3×10^{-6}	10日	6.2×10^{-8}
	変更後			30日	1.9×10^{-7}
SA設備等の整備前		2.3×10^{-5}	2.8×10^{-5}	10日	7.6×10^{-7}

3. AOTの変更（検討例）

- 米国では、AOTを設定する際に積算リスク（ICCDP）の絶対値（ $<1 \times 10^{-6}$ ）を基準としている【スライド15参照】が、我が国ではこのような絶対値（安全目標等）の議論が進んでいないため、今回は、SA設備等の整備前に達成されている積算リスク[1]より小さく抑制される範囲で、現行AOTからの変更を行う。

⇒ 安全目標を含めたリスク絶対値の活用について、ATENAは規制当局と対話を行っていきたい。

- 今回の改善において、積算リスクの増分は小さく抑えられている（非常用D/Gの検討例の場合、 1.3×10^{-7} 程度の増加）。（下図参照）
- AOT変更対象設備は「要求される措置」を拡充（動作可能性確認を追加実施）や作業品質の確保、原子炉停止リスクを低減していることから、全体としてのリスク低減が期待される。



4. SA設備等のLCO設定の見直し

【現状】

- DB設備のLCO等は、「保安規定審査基準」※により設定することが要求され、「保安規定変更に係る基本方針」に基づき、安全機能を有する系統及び機器全てではなく、安全機能の重要度分類に基づき選定されている。
- 一方、SA設備等に関しては、その導入の際、LCOの設定に関してDB設備との整合性等の整理・検討が十分に行えていなかったことから、全てのSA設備等に対してLCO等が設定されている。

※「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」

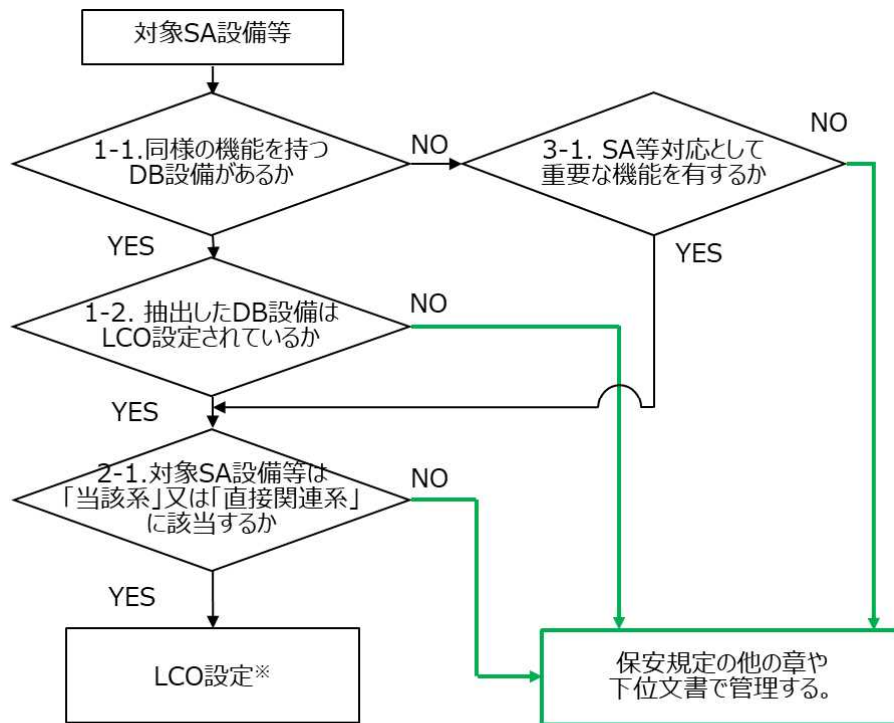
【改善点】

- SA設備等についても重要度に応じたLCO設定を行うことで、合理的に安全性を向上させる。

LCOの設定の観点	DB設備		SA設備等		
	現状		変更後	現状	
重要度の考え方に基づく設定範囲	「重要な機能」として、安全機能の重要度分類に基づき、LCOを設定している ・PS-1、MS-1の「当該系」設備及びその「直接関連系」設備 ・MS-2のうち「重要度の特に高い安全機能を有する設備等」にあたる設備		SA設備等のうち、同様の機能を持つDB設備が存在し、そのDB設備にLCOが設定されている場合は、そのSA設備等は「重要な機能」を有していると解釈し、LCO設定する	保安規定審査基準では「重要な機能に関してLCOを設定する」とされているものの、SA設備等に関しては、その導入の際、LCOの設定に関してDB設備との整合性等の整理・検討が十分に行えていなかったことから、全てのSA設備等に対してLCO等が設定されている。	
	当該系	LCO設定している	LCO設定する		
	関連系	直接関連系	LCO設定している		LCO設定する
		間接関連系	LCO設定していない		LCO設定しない（運転管理の章以外で管理）
SA等対応として重要な機能を有する設定範囲	-		SA等対応上特有(DB設備にはない)の機能を有する設備等は、LCO設定する		
	当該系	-	LCO設定する		
	関連系	直接関連系	-		LCO設定する
		間接関連系	-		LCO設定しない（運転管理の章以外で管理）

4. SA設備等のLCO設定の見直し（検討例）

- 代表プラントでSA設備等（110設備）のLCO設定の見直し【試評価】を行った結果、24設備が保安規定の他の章あるいは下部規定で管理可能と評価した。



※：一つの機能に対して同等の重大事故等対処設備が複数あるものについては、そのグループのうち所要数以上の設備が健全であればLCO逸脱とはみなさないとする“グルーピング”を検討する。

LCO設定対象選定フロー

保安規定の他の章あるいは下部規定で管理することとなるSA設備（例）

【電源設備】

号炉間電源融通ケーブル、予備ケーブル

【使用済燃料ピットの監視】

使用済燃料ピット状態監視カメラ、使用済燃料ピット周辺線量率

【中央制御室】

可搬型照明、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計

【緊急時対策所】

酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ

【通信連絡設備】

無線連絡設備、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、SPDSデータ表示装置、緊急時運転パラメータ表示システム、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備

【監視測定設備】

モニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ、放射能測定装置、電離箱サーバイメータ、小型船舶、可搬型気象観測設備

【その他の設備】

ホイールローダ

5. 今後のスケジュール（案）

11

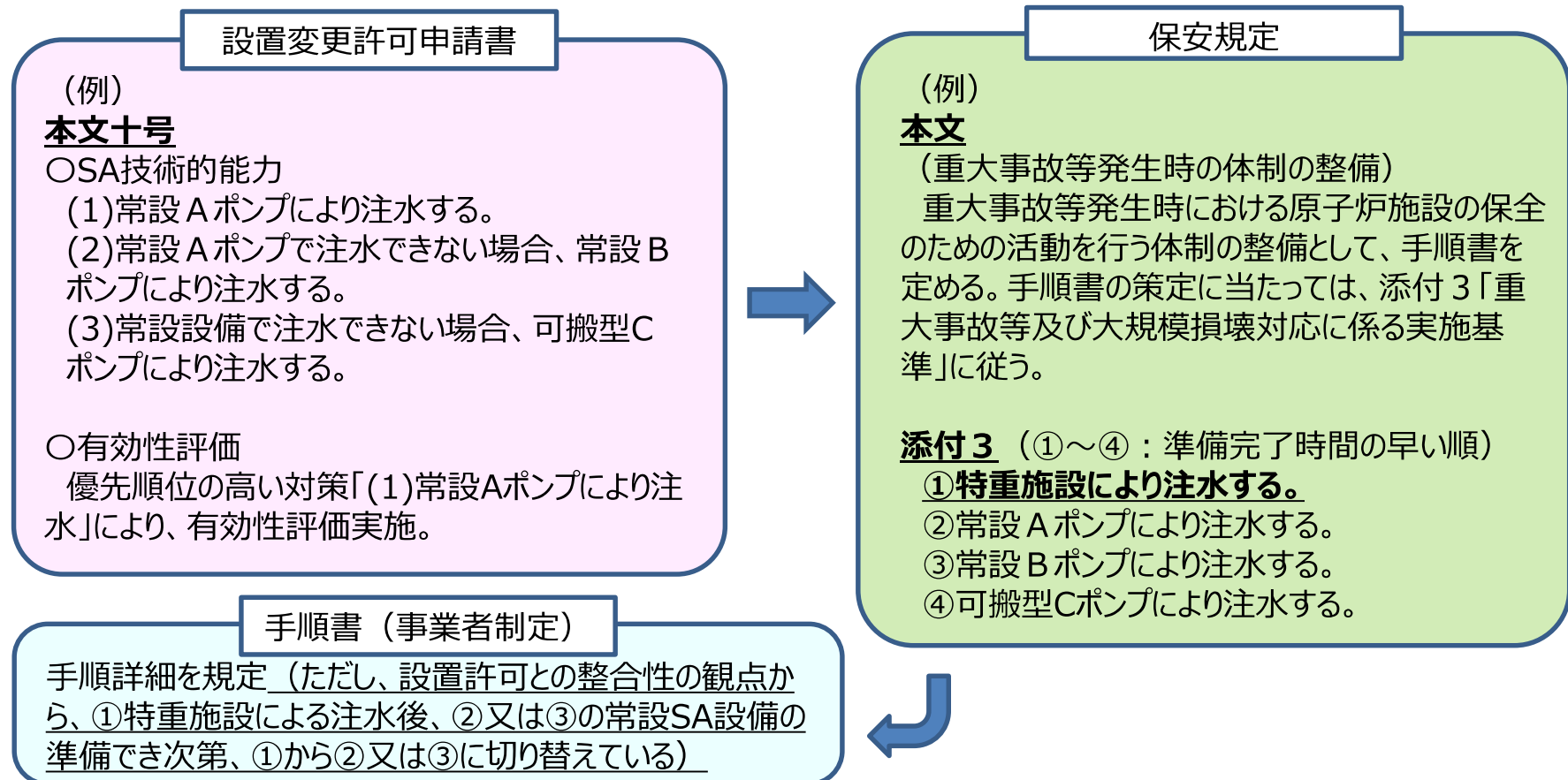
- ▶ 「DB設備、SA設備のLCO等の充実」および「SA設備等のLCO設定の見直し」について、今後、申請に向けてNRA実務レベルとの意見交換を実施し、先行プラント保安規定変更認可申請を行う。

年度	2023						
	月	10	11	12	1	2	3
会合等		▽CNO意見交換会					
		 NRA実務レベルとの意見交換					
事業者			申請準備				
			先行プラント申請（予定）▽				

- ▶ また、「**重大事故等発生時における特重施設活用**」の取扱いについても、今後、NRAと意見交換させていただきたい。

【現状】

- 特重施設については、「保安規定審査基準」に基づき、重大事故等発生時における特重施設を用いた対策（手順）を、保安規定に記載している。
- 一方、設置変更許可では、重大事故等発生時における特重施設を用いた対策（手順）は明記されておらず、特重施設が優先順位の高い対策であっても、有効性評価上、考慮されていない。



【改善の方向性】

- 頑健性及び即応性を有する特重施設を「SA兼用設備」として位置づけ、設置変更許可申請書（技術的能力、有効性評価等）へ反映し、当該特重施設のSA設備としての有効性を示す。
- 特重施設により対応が可能な可搬型SA設備については、柔軟な対応手段としてバックアップとして位置づけ、設置変更許可申請書等へ反映する。

【期待される効果】

- 重大事故等発生時における特重施設の位置づけ明確化及び手順の適正化が図られることにより、円滑な緊急時対応が可能。
- 日常運転管理業務への人員再配置等、発電所体制（要員）の適正化が図られることにより、安全性が向上。

【課題】

- 現在のSA設備に係る規則・ガイドは、特重施設を使用して適合性を確認することを想定しないため、特重施設をSA兼用設備として位置付けた場合の考え方を明確化する必要がある。

(以下、参考)

- 米国では、設備毎に定められているAOTの変更を希望する場合、条件付き炉心損傷確率増分 (ICCDP)等の絶対値基準を用いて延長の可否を検討する規制指針 (R.G.) が定められている。

<米国R.G.1.174※¹におけるRIDMの原則【抜粋】>

リスク情報に基づく意思決定において、許認可基準の変更は、一連の重要な原則を満たすことが期待される。これらの原則のいくつかは、伝統的な工学的決定で通常用いられる用語で書かれている (例:深層防護)。原則はこれらの用語で書かれているが、これらの原則が満たされていることを確認し、示すのに役立つリスク分析の利用が推奨される。これらの原則は以下のとおりである。

(原則 1 ~ 3, 5 略)

原則 4 : **提案された許認可基準の変更がリスクの増加をもたらす場合、その増加は小さく、原子力発電所の運転の安全目標に関する委員会の政策声明の意図に合致したものでなければならない。**

<米国R.G.1.177※²におけるAOT変更に関する記載【抜粋】>

・恒久的なCT (AOTと同義) 変更の場合、条件付き炉心損傷確率の増分 (ICCDP) が 1.0×10^{-6} 未満で条件付き早期大規模放出確率の増分 (ICLERP) が 1.0×10^{-7} 未満であれば、変更による影響は小さいと考えられる。

※ 1 : R.G. 1.174, REVISION 3; AN APPROACH FOR USING PROBABILISTIC RISK ASSESSMENT IN RISK-INFORMED DECISIONS ON PLANT-SPECIFIC CHANGES TO THE LICENSING BASIS

※ 2 : R.G. 1.177, REVISION 2; PLANT-SPECIFIC, RISK-INFORMED DECISIONMAKING: TECHNICAL SPECIFICATIONS

○更田委員長 二つあるうちの二つ目のほうは、よく分かるというか、要するにこれは従来の機器ですよね、DBである機器で、後ろにSAができたから、そもそもCDF下がって、後ろにSAがいる場合は、ための部分があるから、その分、AOTを伸ばしてやってもというのは、これはまともかなと思います。よく考えないといけないんですけど、いわゆる従来のDB機器のAOTの考え、LCO設定の考え方として、ごくごくまっとうというか、よく分かりません。

二つ目のほうのSA設備等のうち、同様の機能を持つDB設備が存在して、DB設備にLCOが設定されている場合は、そのSAにというんだけど、これは必ずしもそうでもないかなと思ったんですが、最初に伺ったときに何でと思ったんですけど、ただ、よく考えてみると、これぐらいしかやり方がないのかなというような気がしなくもない。DB、SAが相まってという考え方はあるけど、それをやり出すと、ものすごく複雑になると、それからSAのほうのものは、そのもの自身による、例えばRAWが出てくるかといったら、ものすごく小さな値になりますよね、きっと。そいつが存在することによる Δ CDFなんて、めちゃめちゃ小さな値になるから、どのぐらいそれを有意と取るか取らないかというのはなかなか難しいので。

そうすると、一つ目の要点のほうは大変よく分かりましたが、二つ目の要点のほうは首をひねらなくもないんだけど、じゃあもっといい方法があるかと言われると、ちょっと、にわかには思いつかないというのが率直な感想で、そういった意味では、検討された上でこういった考えが出てくるのは頷けるというふうに思います。

※一つ目
(1)DB設備、SA設備のLCO等の充実

※二つ目
(2) SA設備等のLCO設定の見直し

<https://www.nra.go.jp/data/000390097.pdf>

資料4

保安規定における運転上の制限（LCO）等の改善について

2022年4月19日

主要原子力施設設置者

（北海道電力等9社、日本原電及び電源開発）

<https://www.nra.go.jp/data/000387394.pdf>

目 次		1
1. はじめに		2
2. 保安規定におけるLCO等改善の要点		3
3. 保安規定におけるLCO等改善の要点に係るご説明		4

<https://www.nra.go.jp/data/000387394.pdf>

1. はじめに

2

- 新規制基準適合プラントにおいては、従来のDB設備に加えて、SA設備及び特重施設（以下「SA設備等」という。）が設置され、安全機能の強化が図られてきているが、これらを適切に組み合わせて運用していく方法については、改善の余地があると考える。
 - 今回、現状の保安規定について、以下の2点を課題として認識し、改善に取り組んでいる。
 - (1)従来のDB設備に加え、SA設備、特重施設と段階的に整備を行ったため、現行の保安規定では、DB/SA設備のLCO逸脱時にSA設備等のバックアップが考慮されていない。
（2021年6月10日のNRA-CNO意見交換会にて概要をATENAからご紹介済み）
 - (2)SA設備等の重要度に応じたLCO設定といった検討プロセスを経ることなく、保安規定の改定を行ったため、SA設備等のLCOは、設備の重要度を考慮したものになっていない。
- なお、上記の改善内容については、ATENAガイドライン（案）「多様な設備による安全向上のための保安規定改訂ガイドライン」に取りまとめており、作成にあたっては事業者も主体的に参画している。
- これらの課題について、今回の意見交換の場で検討内容を説明させて頂いたのち実務レベルの議論を経て、保安規定を計画的に申請・改善を図りたいと考えている。
 - 今後は、上記の課題に加え、特重施設までを含めたPRAの整備、特重施設とSA設備のそれぞれの特徴を踏まえたより効果的な運用の検討等に取り組むこととしたい。

<https://www.nra.go.jp/data/000387394.pdf>

2. 保安規定におけるLCO等改善の要点

3

- 2点の改善については、以下のアプローチを採用している点が今回の特徴であることから、こういった取り組みの方向性についてご説明させて頂き、現時点でご意見があればお伺いしたい。

○AOTの検討にあたって、SA設備等導入前後のリスク比較という相対基準を用いること（前頁（1））

⇒ 4 ~ 5 に検討内容をご説明

○SA設備等のLCO設定対象について、DB設備のLCO設定の考え方にに基づき、重要度を踏まえて設定すること（前頁（2））

⇒ 6 にて検討内容をご説明

3. 保安規定におけるLCO等改善の要点に係るご説明 (1) - 1/2

4

(1) DB/SA設備のLCO逸脱時にSA設備等のバックアップを考慮することによるLCO等の見直し (AOT変更を含む)

- ①LCOが設定されているDB/SA設備の「要求される措置」の拡充 (バックアップを2手段とする)
DB設備、SA設備のLCO逸脱時の「要求される措置」としては、現状の保安規定では既に配備しているSA設備等によるバックアップが考慮されていないことから、これらを充実し、安全性を高めることとしたい。
 - ・DB設備に対する「要求される措置」の拡充 (下図の [---])
DB設備のみが考慮されているが、SA設備、効果の大きい特重施設をバックアップ手段に考慮する。
 - ・SA設備に対する「要求される措置」の拡充 (下図の [---])
DB設備、SA設備が考慮されているが、効果の大きい特重施設もバックアップの手段に考慮する。

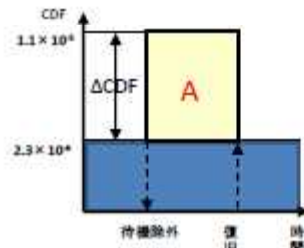
LCO等の 設定設備		LCO逸脱時の「要求される措置」で、動作可能性等を確認 (バックアップの確認) する設備		
		第1のバックアップ手段	第2のバックアップ手段	
		DB設備	SA設備	特重施設
DB設備	現状	健全側系統の動作可能性 確認 (起動)	保安規定に規定なし	
	見直し案		SA設備又は特重施設のうち同様の機能を有する設備の動作可能性確認 (記録確認)	
SA設備	現状	対応する設備の動作可能性 確認 (起動及び記録確認)	同様の機能を有する設備の動作可能性確認 (記録確認)	保安規定に規定なし
	見直し案		SA設備又は特重施設のうち同様の機能を有する設備の動作可能性確認 (記録確認)	
特重施設		対応する設備の動作可能性 確認 (起動及び記録確認)	SA設備又は特重施設のうち同様の機能を有する設備の動作可能性確認 (記録確認)	

②要求される措置の拡充を踏まえたリスク評価 ⇒ 具体例 5
SA設備等の導入及びそれらによる「要求される措置」を拡充することにより、安全系設備の待機除外に伴うリスク増分を小さくすることができる。その場合に、リスク増分が従来より小さくなる範囲で、要求される措置の完了期間(AOT)を見直せる可能性がある。

保安規定LCO等改善の要点 (1)

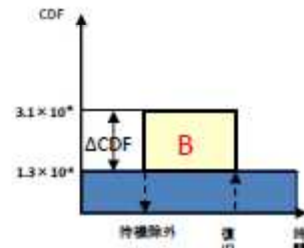
3. 保安規定におけるLCO等改善の要点に係るご説明 (1) - 2/2

内的レベル1 PRAによる試評価のイメージ
 (非常用ディーゼル発電機 (以下「EDG」という) の例)



SA設備等の整備前

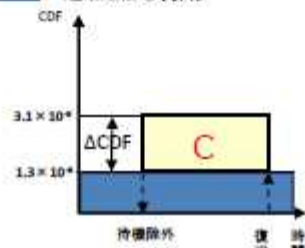
AOTの上限まで1系統待機除外が継続すると仮定したイメージ図。



SA設備等の整備後

リスク増分 ($\Delta CDF \times AOT$) は、SA設備等の整備により低下する。1系統待機除外による ΔCDF も現状より低下する。

1系統を待機除外に伴うリスク増分
 通常運転時のリスク



AOT見直しのイメージ

「A」のリスク増分 (面積) を超えない範囲で「C」のAOTを延長する場合、SA設備等の整備前からリスクを増やすことなくAOTを見直せる。

具体例

EDG	運転時	SA設備を要求される措置に追加した場合に、LCO逸脱時のリスクがどれくらい低減するかを定量的に評価することができる。リスクの低減効果に応じて、現状、10日間に設定されているAOTを30日に延長できる。 <small>(AOT見直しの検討にあたっては、従来、決定論的な技術検討のもとでAOTを設定している考え方に、定量的なリスク評価結果をどのように加味して検討することが適切であるか、技術的議論が必要であると考えている)</small>
-----	-----	--

3. 保安規定におけるLCO等改善の要点に係るご説明（2）

6

(2) SA設備等の重要度を考慮したLCO設定の見直し

下表のとおり、SA設備等のLCOを、設備の重要度によらず一律に設定している現状から、DB設備のように重要度を考慮して、設定する方向での見直しを行うこととしたい。

保安規定LCO等改善の要点（2）

LCOの設定の観点	DB設備		SA設備等	
	現状		見直し案	現状
重要度の考え方に基づく設定範囲	「重要な機能」として、安全機能の重要度分類に基づき、LCOを設定している ・PS-1、MS-1の「当該系」設備及びその「直接関連系」設備 ・MS-2のうち「重要度の特に高い安全機能を有する設備等」にあたる設備		SA設備等のうち、同様の機能を持つDB設備が存在し、そのDB設備にLCOが設定されている場合は、そのSA設備等は「重要な機能」を有していると解釈し、LCO設定する	保安規定審査基準（※）では「重要な機能に関してLCOを設定する」とされているものの、SA設備等に関しては、その導入の際、LCOの設定に関してDB設備との整合性等の整理・検討が十分に行えていなかったことから、全てのSA設備等に対してLCO等が設定されている。
当該系	LCO設定している		LCO設定する	
関連系	直接関連系	LCO設定している	LCO設定する	
	間接関連系	LCO設定していない	LCO設定しない（運転管理の章以外で管理）	
SA等対応として重要な機能を有する設定範囲	-		SA等対応上特有（DB設備にはない）の機能を有する設備等は、LCO設定する	
当該系	-		LCO設定する	
関連系	直接関連系	-	LCO設定する	
	間接関連系	-	LCO設定しない（運転管理の章以外で管理）	

※：「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（抜粋）
 実用炉規則第9条第1項 第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等
 7. 発電用原子炉施設の重要設備に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対処した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time、以下「AOT」という。）が定められていること。
 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

参 考

7

- ①要求される措置の拡充を踏まえたリスク評価例
- ②SA設備等の重要度を考慮したLCO設定フロー（案）
- ③SA設備等の重要度を考慮したLCO設定見直し例（案）

<https://www.nra.go.jp/data/000387394.pdf>

参考① 要求される措置の拡充を踏まえたリスク評価例

8

- SA設備等導入により、現状のAOT10日に対して、AOT_{EXTENSION}は43日となり、リスク低減効果大きい。

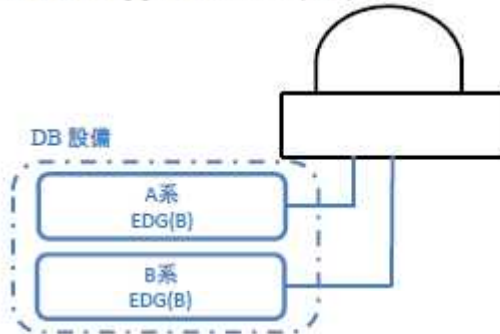
⇒ **AOTを43日を超えない日数に変更。（AOTの最大である30日）**

（本案は例示であり、記載はプラント設備構成により異なる）

SA設備等なし

	EDG(A)	EDG(B)	COF1(/y)	ΔCDF1(/y)	積算リスク [1]
Base	○ (待機)	○ (待機)	7.7×10^{-5}	—	—
EDG(A) 待機除外	× (待機除外)	○ (待機)	1.6×10^{-5}	7.9×10^{-6}	2.2×10^{-7}

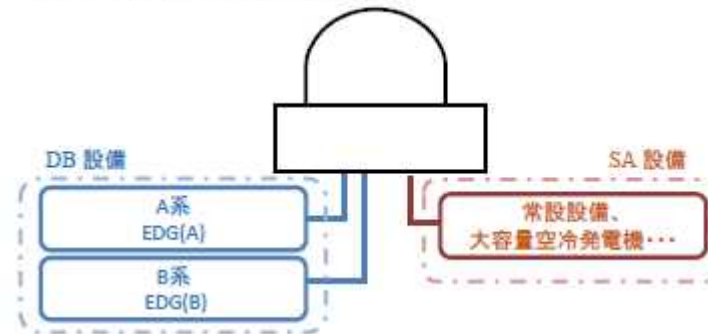
注: 積算リスク[1]=ΔCDF1 × AOT(10日)



SA設備等あり

	EDG(A)	EDG(B)	SA 機器 (大容量空冷 装置を含む)	COF2(/y)	ΔCDF2(/y)	積算リスク [2]	AOT EXTENSION
Base	○ (待機)	○ (待機)	○ (待機)	2.9×10^{-6}	—	—	—
EDG(A) 待機除外	× (待機除外)	○ (待機)	○ (待機)	4.8×10^{-6}	1.8×10^{-6}	5.0×10^{-6}	43日

注: 積算リスク[2]=ΔCDF2 × AOT(10日)

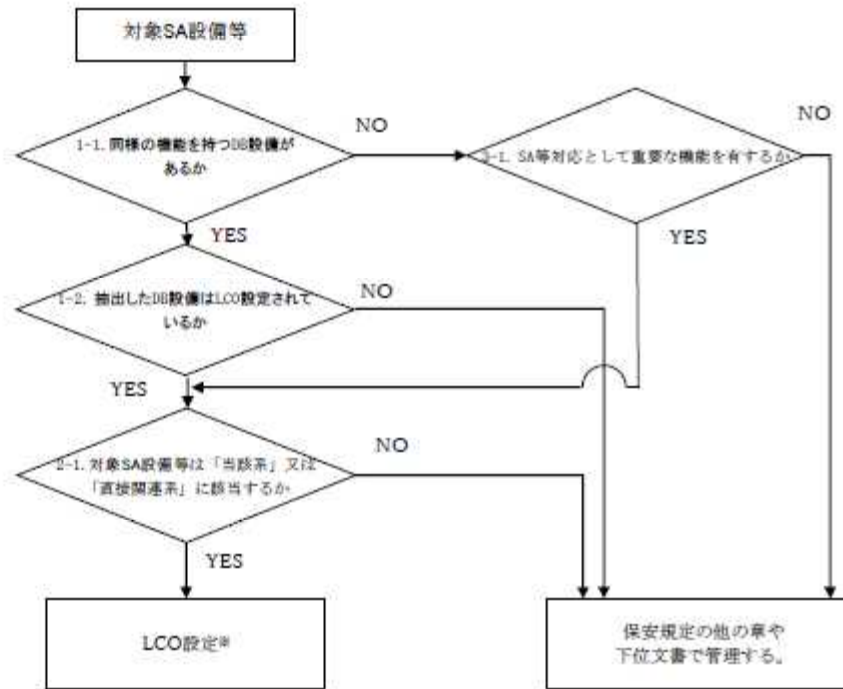


参考② SA設備等の重要度を考慮したLCO設定フロー（案）

【SA設備等のLCO設定手順（フロー）】

LCO設定対象選定ステップ

1. SA設備等が重要な機能を有しているか
 - 1-1. SA設備等の各系統に対して同じ機能を持つDB設備を抽出（無ければステップ3.へ）
 - 1-2. 抽出したDB設備のLCO設定の有無を確認（無ければLCO以外で管理）
2. 「当該系」あるいは「直接関連系」に該当するか
 - 2-1. 当該SA設備が「当該系」又は「直接関連系」に該当するかどうかを確認（該当しなければLCO以外で管理）
 - 2-2. 該当する場合はLCO設定
3. SA等対応として重要な機能を有する設備か
 - 3-1. (1-1.で“同様の機能をもつDB設備がない”と判断した)SA設備等の機能が重要な機能を有するものに該当するかを確認（該当しなければLCO以外で管理）
 - 3-2. 該当する場合は2-1.へ



※：一つの機能に対して複数の重大事故等対応設備が複数あるものについては、そのグループのうち所要数以上の設備が備全であればLCO選定とはみなさないとする「グルーピング」を検討する。

10

参考③ SA設備等の重要度を考慮したLCO設定見直し例（案）

高浜発電所の例

SA設備	LCO設定フロー				LCO設定等区分
	同様の機能を持つDB設備があるか (ダイヤ1-1)	抽出したDB設備はLCO設定されているか (ダイヤ1-2)	SA等対応として重要な機能を有するか (ダイヤ3-1)	対象SA設備等は「当該系」、「直接関連系」に該当するか (ダイヤ2-1)	
冷却式非常用発電装置	○		-	当該系	LCO設定
燃料油貯油そう (非常用所内電源系)		○		直接関連系	
静的触媒式水素再結合装置	x	-	○	当該系	LCO設定
原子炉格納容器水素燃焼表					
使用済燃料ピット水位				直接関連系	LCO設定
使用済燃料ピット温度					
使用済燃料ピットエリア監視カメラ	○	○	-	該当しない (間接関連系)	保安規定の他の章 や下位文書で管理
可搬式使用済燃料ピット水位	(使用済燃料ピット監視系)	(使用済燃料ピット水位、 温度(制限値))			
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ					
可搬式モニタリングポスト				-	保安規定の他の章 や下位文書で管理
電離室サーベイメータ				-	
可搬型放射線計測装置(ダストサンブラ等)	○	LCO設定なし	-	-	
小型船舶	(放射線監視設備)			-	
可搬型気象観測装置				-	

<https://www.nra.go.jp/data/000387394.pdf>

(2023年8月23日)

議題1：関西電力高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

○杉山委員

この表現の記載については、今、伴委員との間でなされた議論に基づいて決めていただきたいと思います。

高浜に関しては、やはり印象としてちょっとしたトラブルが多いなというものをずっと感じていて、それでも区分変更に至る条件には至らない。カテゴリーが違ったり、号機が違ったりでぎりぎり免れてきたみたいなどころがあって、今回、規定に従って我々が対処するとなったら、今回、実際に4件起こったSA設備に関するところだけでいいのかもしれないのですけれども、当然、それ以外に踏み込んで我々が説明とか対応を求めるとするのは、我々として正しい行為だと思っています。

これはこの先の議論になると思うのですけれども、今回、SA設備としてLCO逸脱が起こった中身を見てみますと、ある意味、関西電力自身の努力ではどうしようもなかったような件もあって、ただ、それはどうしようもないからしょうがないねではなくて、それはやはりLCOの設定の仕方に問題があったのではないかと。

SA設備は比較的まだ歴史が浅くて、いろいろ整備して、多重性・多様性を持たせたのはいいのですけれども、それぞれ独立している仕様設定をしていけば、1個駄目になったらLCO逸脱になる。この辺はもう少し工夫して設定する必要があると思っています、これは関西電力の中でも高浜に限ったことではなく、更に、ほかの事業者でも共通のことだと思いますので、幅広い視点で今回の件の対処をお願いいたします。

リスク情報を活用したOLMの適用範囲の拡大について (ドラフト)

原子力エネルギー協議会

1. 運転中保全の適用範囲拡大について 3 ~ 5
2. OLMにおけるリスク管理手法について 6 ~ 9
3. OLMにおけるリスク評価、管理措置の例 10 ~ 11
4. 今後のスケジュール 12
- (参考) OLMにおけるリスク評価、管理措置の例 (リスクレベル白の例) 13
- (参考) 海外での運転中保全の導入状況 16

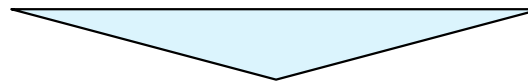
用語	説明
CDF	Core Damage Frequency 単位時間・プラント当たりの炉心損傷事故の発生回数・又はその期待値のこと
CFF	Containment Failure Frequency 単位時間・プラント当たりの格納容器機能喪失事故の発生回数、又はその期待値のこと。
ICDP/ICFP	Incremental Core Damage probability/ Incremental Containment Failure probability あるプラント状態を想定して評価したCDF増分又はCFF増分にそのプラント状態の継続時間を乗じた値。CDF増分又はCFF増分は、PRA にモデル化されたすべての設備が利用可能と考えられる場合のCDF又はCFFの推定値（ゼロメンテナンスCDF/CFF）から、待機除外中の設備のアンアベイラビリティを1とすることにより算出する。
FV	Fussell-Vesely FV重要度は、計算されたリスクに対する基事象の相対的な寄与度を示す。この相対的な寄与度は、基事象の発生確率（A）をゼロにした場合のリスクの減少を求めることによって導出される。
RAW	Risk Achievement Worth プラントの機能が故障していると仮定した場合、あるいは待機除外と仮定した場合のリスクの増加分。

1. 運転中保全の適用範囲拡大について

原子力は、エネルギー安全保障とカーボンニュートラルの実現に不可欠な電源である。

- ✓ 事業者は、トラブルに起因する利用率低減を防止し、**電力の安定供給**を達成するとともに、
- ✓ プラントの**安全性を維持・向上**させていく必要がある。

上記を実現する上で、運転開始後のプラントで重要となるのは、「運転」と「メンテナンス」であり、運転中保全によりプラントの安定運転とメンテナンスの品質向上を目指し、**プラントの安全性を維持・向上させる**。



定期検査中の作業ピークの緩和によるメンテナンスの品質向上

- ✓ 運転中保全のLCO設定設備への拡大
 - ⇒LCO設定設備はプラント運転中に待機（停止）しているものが多く、運転中保全が可能。
（※状態監視等により、適切な時期でのメンテナンスの計画が可能）
- ✓ メンテナンスの品質向上
 - ⇒**熟練度の高い技術者**が、継続的にメンテナンスに従事することが可能。
 - ⇒原子力設備メンテナンスの**未経験者の割合を低減**することが可能。
 - ⇒作業環境の向上（作業物量、作業スペース錯そうの緩和）により、**作業品質が向上**。

1. 運転中保全の適用範囲拡大について

OLM適応範囲拡大によるメンテナンスの品質向上のイメージ

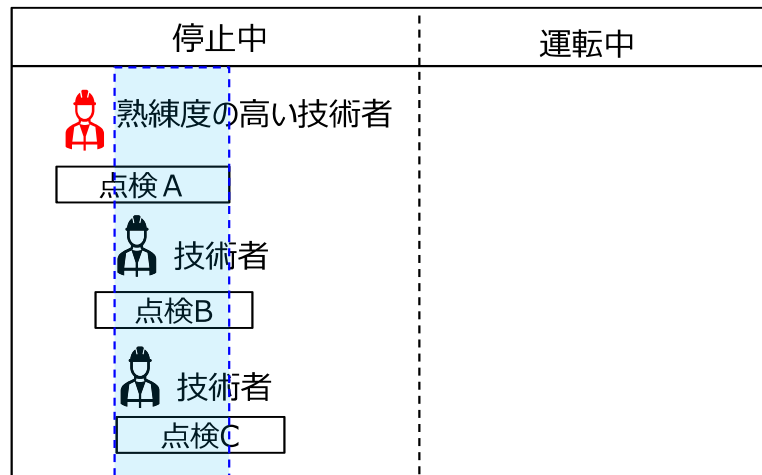
(現状)

- 定検時のメンテナンスでは、短期間に多くの機器が点検対象となり、大勢の作業員が平行してメンテナンスを行うため、作業輻輳の結果、熟練度の高い技術者の活用率が低下していく可能性がある。
- 震災から10年以上経過した今も、運転プラントが国内にまだ少なく定検機会が得られないことから若手エンジニアへのOJTなどスキル向上の場が少なく、メンテナンスエンジニアは高齢化が著しく、今後の熟練エンジニア減少も想定される。

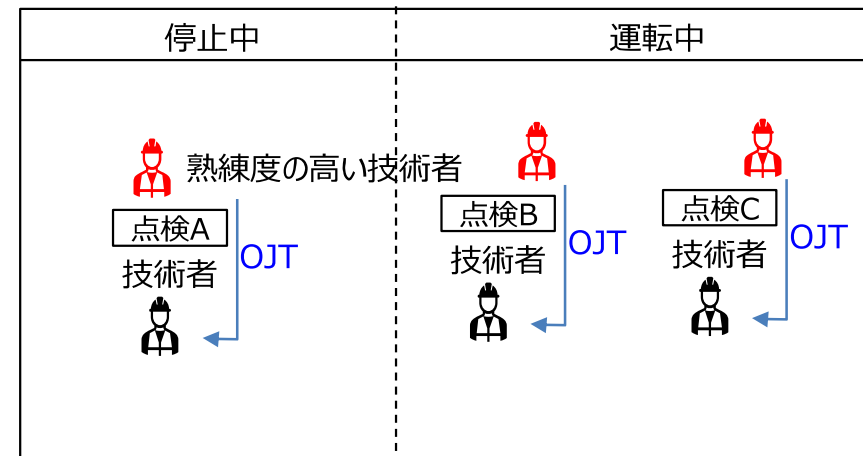
(OLMの範囲拡大による作業負荷平準効果)

- OLMの範囲拡大により、**作業の平準化**が可能となり
 - ・熟練度の高い技術者の適正配置による作業品質の向上が見込める。また、作業輻輳が回避でき作業品質の向上に繋がる。
 - ・年間を通じて計画的にメンテナンスが発生するため、発電所に常駐する現場ルール等を熟知した作業員が作業することになり、メンテナンスの品質向上が図れる。
 - ・メンテナンス機会を提供することができエンジニアの力量の向上、若手原子力エンジニアの育成に繋がる。
- ⇒原子力メンテナンス業界の維持・発展に寄与する。

【停止中のみ点検を実施】



【運転中にも点検を実施し作業を平準化】



1. 運転中保全の適用範囲拡大について

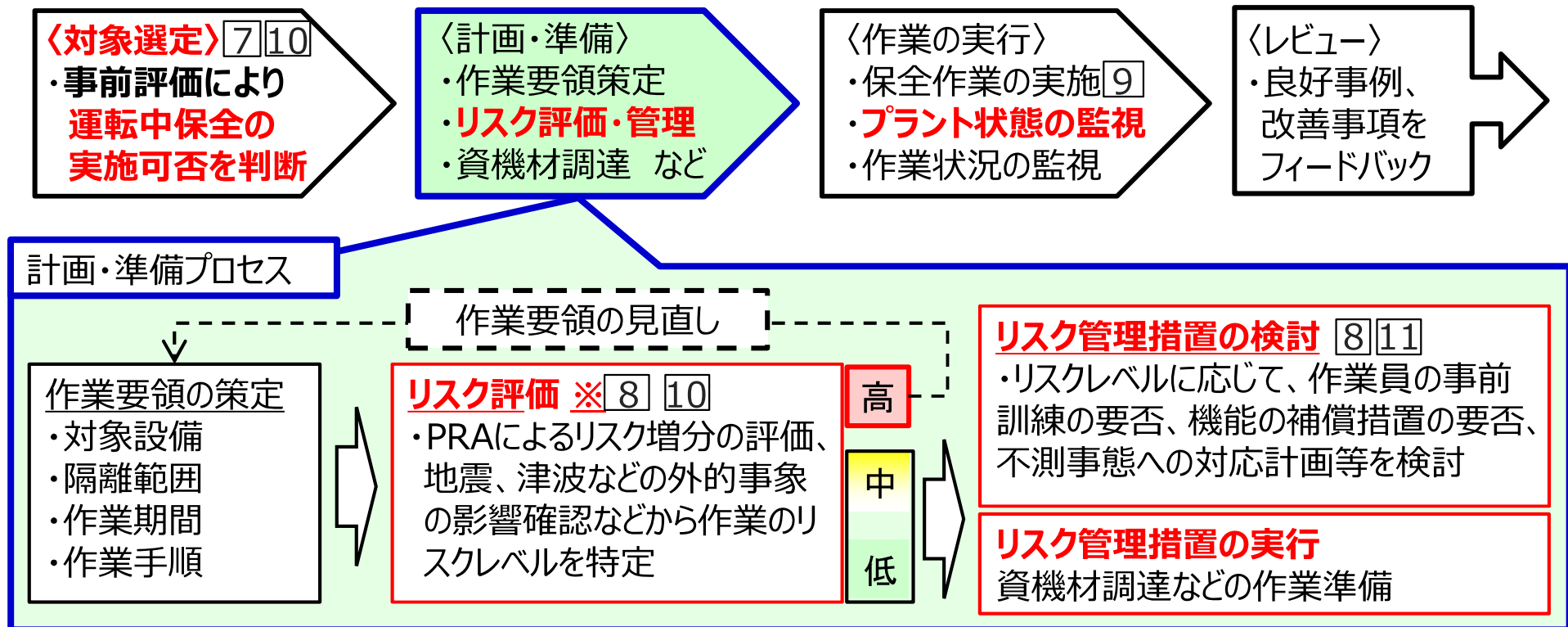
- OLMの導入によりプラントの安全性向上を目指していくが、LCO設定設備に対して運転中保全を実施する場合、安全機能が要求されてる設備、システムを待機除外とするため、一時的にリスクが上昇することとなる。このリスクに対しては、以下のとおりの措置を実施する。
 - ◆ OLMの実施の可否は、リスクレベルの基準を設け、**予め設定した許容範囲内にリスクレベルが収まらない場合は実施しない。**
 - ◆ リスクレベルが予め設定した許容範囲内で運転中保全を実施する場合でも、**プラントのリスク状態を監視し、リスクレベルに応じたリスク管理措置を実施することにより、上昇するリスクを抑制、低減させる。**

運転中保全は安全を前提として実施するものであり、運転中保全の計画・準備・実行段階においてリスク評価・リスク管理などの必要な安全確保策をガイドラインとしてまとめ、保全作業時に上昇するリスクを適切に管理していくことで、安全性を確保したOLMを実現する。

2. OLMにおけるリスク管理手法について <運転中保全ガイドラインの概要>

運転中保全を実施するためシステムを一時的に待機除外とする場合にリスクが上昇するおそれがある。このように運転中保全実施時に上昇するリスクの適切な管理のため、運転中保全の計画・準備・実行段階におけるリスク評価・リスク管理などの必要な安全確保策を定めた「運転中保全ガイドライン」(NRRC)を策定。

運転中保全実施時に必要な一連のプロセス



2. OLMにおけるリスク管理手法について <対象選定の概要>

▶ 提案された保全タスクの実施に伴い待機除外となる系統を特定し、当該保全作業の出力運転中の実施可否について①PRA及び②専門家の合議により確認する。

①PRAによるスクリーニング

- ✓ 待機除外を想定した内的事象PRAによるプラント構成特有のCDF、CFFを使用する。
- ✓ スクリーニング基準は、NRAが議論の基礎となるものとしている2006年の性能目標案を参照し、設定する。
- ✓ CDF,CFFがスクリーニング基準を上回る場合は当該作業を計画しない。

スクリーニング基準

CDF	CFF
$\geq 10^{-4}$	$\geq 10^{-5}$

②専門家の合議によるスクリーニング

- ✓ PRAによるスクリーニングに加え、様々な観点で情報収集し、当該保全作業の運転中の実施可否を判断する。

スクリーニングの観点

米国Kewaunee原子力発電所における例 (EPRIレポート：TR-1020397)

プラントの冷温停止、燃料交換、又は全燃料取出であることが必要か

運転中では実施できない局所漏洩率試験を必要とするか

運転中では実施できない試験・試運転を必要とするか

発電停止リスクを伴う作業か

スクリーニングアウトされる設備・作業例

蒸気発生器、一次冷却材ポンプ 等

新たな格納容器バイパスが形成される作業 等

テストラインのないポンプ 等

原子炉保護系 等

2. OLMにおけるリスク管理手法について <リスク評価、リスク管理措置の概要>

- 運転中保全時のプラント状態について、確率論的リスク評価及び決定論的評価により**リスク評価を実施しリスクレベルを特定し、リスクレベルに応じて管理（リスク管理措置）**を実施する。する。
 - ✓ 内的PRAのリスク評価では、NUMARC93-01を参照し、ICDP及びICFPによりリスクレベルを特定する。

リスク評価の例

（内的PRAによるリスクレベルの特定）

- ICDP、ICFP；保全作業の実施に伴うCDF、CFFの増分に、その継続時間を乗じた指標

リスクレベル	しきい値※1		定義	リスク管理措置の対応方針
	ICDP	ICFP		
赤	$>10^{-5}$	$>10^{-6}$	運転中保全を実施しない水準	運転中保全の実施不可。
黄	$\leq 10^{-5}$	$\leq 10^{-6}$	直接リスクを低減するリスク管理措置の上、運転中保全を実施する水準	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク上重要な設備の機能補償の措置をとる。 ・上級マネジメント層の承認を得る。
白	$\leq 5 \times 10^{-6}$	$\leq 5 \times 10^{-7}$	リスク管理措置の上、運転中保全を実施する水準	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク上重要な設備・手順に対して信頼性維持・向上のための措置をとる。
緑	$\leq 10^{-6}$	$\leq 10^{-7}$	通常の作業管理に準じたリスク管理を行う水準※2	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク上重要な設備・手順の周知を行う。 ・PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。

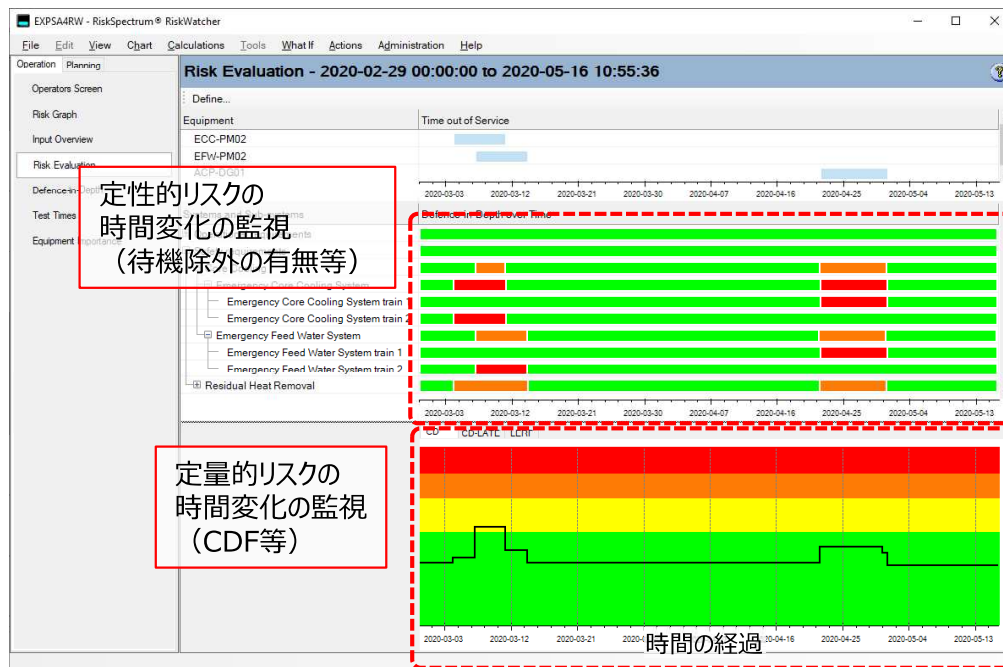
※1 米国ガイドライン、日本機械学会を参考にしきい値を設定

※2 リスクレベル「緑」については、通常の作業管理に準じたリスク管理を行う水準としているが、定量的なリスクレベルの特定が難しいPRAスコープに含まれていない起因事象の上昇リスクについては、リスクレベル「緑」においても、リスク管理措置を実施する場合もある。

2. OLMにおけるリスク管理手法について <プラント状態の監視の概要>

- プラント状態が作業計画の通りであることを適時監視するとともに、関係部門間※で情報共有を行う。
 - ✓ 構成リスク管理（CRMツール）の活用等により**プラント構成リスクを監視**するとともに**リスク上重要な設備を特定し関係部門会で共有**する。（下図のイメージ）
 - ✓ ハザードバリアの状態の変化などCRMツールで評価できないものについては、その影響を定性的に評価し、関係部門間※で共有する。

※保安、工程管理、運転、リスク管理、放射線管理部門等のプラント関係者



作業計画に対する定量的リスクの時間変化

Component ID	RIF	Co	AC
CPO-TK_	7.3E+01		
CCW-HX02	5.4E+01		
CCW-PM02	5.4E+01		
StWS-PM02	5.4E+01		
DWS-TK_	4.9E+01		
ACP-DG02	4.0E+01		
RHR-VC03	3.2E+01		
RHR-HX02	3.2E+01		
RHR-VM04	3.2E+01		
RHR-PM02	3.2E+01		
ACP-GT01	1.9E+01		
CCW-PM01	6.6E+00		

Note	Event time point	Event	ID	Description
	2020-12-10 13:27:08	TAKE OUT	ACP-DG01	Diesel gen
	2020-12-01 11:01:56	Config. OFF	MFV/P3	Main Feed
	2020-12-01 10:55:36	Config. ON	SWS-2	Service Wa
	2020-12-01 10:55:36	Config. ON	CCW-2	Componen
	2020-12-01 10:01:56	Config. ON	MFV/P1	Main Feed
	2020-11-15 10:55:36	Config. ON	CCW-1	Componen
	2020-11-15 10:55:36	Config. ON	SWS-1	Service Wa
	2020-11-15 10:43:34	Config. ON	MFV/S1	Main Feed
	2020-11-01 10:55:36	Config. ON	SWS-2	Service Wa

リスク上重要な設備の一覧表示（RAW上位）

CRMツールを使用したプラント状態の監視の例

3. OLMにおけるリスク評価、管理措置の例

モデルプラント（PWR）にて充てんポンプ（DB/SA兼用）を待機除外した場合の例

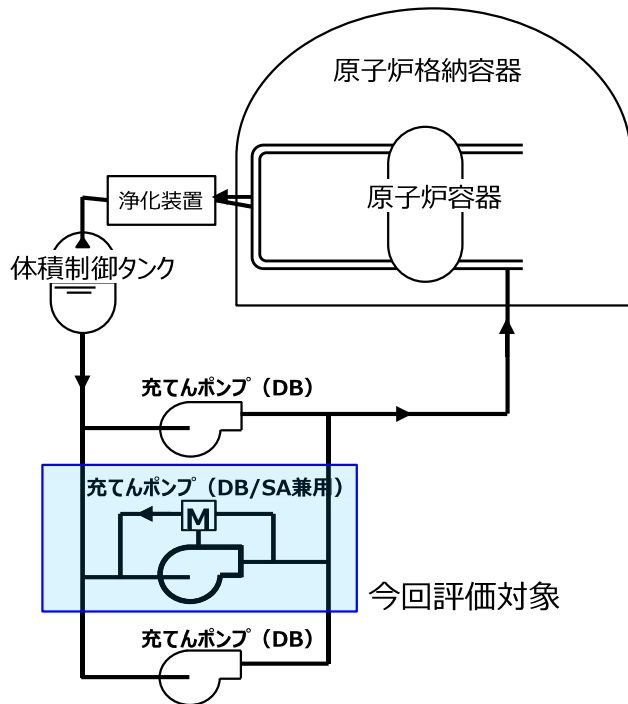
【充てんポンプの概要】

一次冷却系統から抽出した一次冷却水を浄化した後、再び一次冷却系統に戻すためのポンプ。

通常運転時：3台中、1～2台を運転。残りは予備。

（LCO：1台／3台中）

重大事故等時：DB/SA兼用ポンプのみ、原子炉補機冷却水機能喪失時に炉心注入ポンプとして使用。（LCO：1台／1台中）



<対象選定：事前評価>

充てんポンプ（DB/SA兼用）の待機除外を想定した内の事象PRAによる、プラント構成特有のCDF、CFFを算出。スクリーニング基準を満足するため、運転中に保全可能と判断。

	PRAでモデル化された設備がすべて利用可能な状態	充てんポンプ（DB/SA兼用）待機除外時	スクリーニング基準
CDF	4.2×10^{-6}	4.3×10^{-6}	$< 10^{-4}$
CFF	1.2×10^{-6}	1.2×10^{-6}	$< 10^{-5}$

<準備・計画段階 I >

リスク評価結果（内の事象PRA）

（待機除外30日間を想定した場合）

ICDP = 5.3×10^{-9} , ICFP = 4.1×10^{-9}

リスクレベル	しきい値	
	ICDP	ICFP
赤	$> 10^{-5}$	$> 10^{-6}$
黄	$\leq 10^{-5}$	$\leq 10^{-6}$
白	$\leq 5 \times 10^{-6}$	$\leq 5 \times 10^{-7}$
緑	$\leq 10^{-6}$	$\leq 10^{-7}$

リスクレベルが緑であるため、ガイドラインに従い以下を実施する。

- ① リスク上重要な設備・手順の周知を行う。
- ② PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。

3. OLMにおけるリスク評価、管理措置の例

モデルプラント（PWR）にて充てんポンプ（DB/SA兼用）を待機除外した場合の例

<準備・計画段階 I >

リスク管理措置（内的事象）

① 充てんポンプOLM時のプラント構成における、リスク上重要な設備・手順について周知を行う。

充てんポンプ（DB/SA兼用）を待機除外した場合のFV重要度及びRAW それぞれの上位の基事象を選定し、それをもとにリスク上重要な設備や手順に関する注意喚起のための資料を作成する。

CDF			
順位	FV重要度上位	順位	RAW上位
1	LOCA時再循環切替操作（小LOCA）	1	海水ポンプ A、C 継続運転失敗 CCF
2	CCWサージタンクへの手動補給操作	2	原子炉補機冷却水クーラB、D海水出口弁 誤開 CCF
3	RCPシールLOCA発生（機能喪失）	3	動力変圧器C1負荷用遮断器 動力変圧器D1負荷用遮断器 誤開 CCF
4	1次冷却材ポンプ停止操作 原子炉補機冷却水・原子炉補機冷却海水による冷却を要する補機の停止操作	4	原子炉コントロールシタC1用遮断器 原子炉コントロールシタC2用遮断器 原子炉コントロールシタD1用遮断器 原子炉コントロールシタD2用遮断器 タービンコントロールシタC用遮断器 タービンコントロールシタD用遮断器 誤開 CCF
...

② PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。

充てんポンプ（DB/SA兼用）を待機除外した場合、以下の起回事象の発生頻度に影響を与える。


- ・インターフェイスシステムLOCA
（充てん／抽出のアンバランス）
- ・1次冷却材ポンプ封水リーク

しかしながら、上記起回事象発生頻度は、フォールトツリーによるシステム信頼性解析により算出されており、**充てんポンプ（DB/SA兼用）を待機除外した場合の起回事象発生頻度への影響はPRAのスコープに含まれているため、PRAスコープに含まれていないリスクへの影響は無い。**したがって追加の措置は不要。

なお、影響がある場合は、感度解析をする等して、影響を確認する。

4. 今後のスケジュール（案）

- CNO意見交換会後に、実務レベルの意見交換を重ねることにより、先行プラント保安規定変更認可申請を行う。

	2023年度		2024年度		2025年度～
会合等		▽CNO意見交換会(10)			
		NRA実務レベルとの意見交換会			
					
ATENA、事業者	申請準備				
			先行プラント申請（予定）	▽	

(参考) OLMにおけるリスク評価、管理措置の例 (リスクレベル白の例)

□ モデルプラント (PWR) にてDG(A)を待機除外した場合の例

<対象選定段階>

- ✓ **DG(A)**の待機除外を想定した内的事象PRAによるプラント構成特有のCDF、CFFは、スクリーニング基準を満足するため、運転中に保全可能と判断。

	PRAでモデル化された設備 がすべて利用可能な状態	DG(A) 待機除外時	スクリーニング 基準
CDF	4.2×10^{-6}	1.0×10^{-5}	$< 10^{-4}$
CFF	1.2×10^{-6}	6.4×10^{-6}	$< 10^{-5}$

(参考) OLMにおけるリスク評価、管理措置の例 (リスクレベル白の例)

モデルプラント (PWR) にてDG (A) を待機除外した場合の例

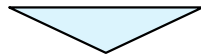
<準備・計画段階 I>

リスク管理措置 (内的事象)

(待機除外10日間を想定した場合)

ICDP = 1.7×10^{-7} 、 ICFP = 1.4×10^{-7}

リスク レベル	しきい値	
	ICDP	ICFP
赤	$> 10^{-5}$	$> 10^{-6}$
黄	$\leq 10^{-5}$	$\leq 10^{-6}$
白	$\leq 5 \times 10^{-6}$	$\leq 5 \times 10^{-7}$
緑	$\leq 10^{-6}$	$\leq 10^{-7}$



リスクレベルが白であるため、ガイドラインに従い以下を実施する。

- ① リスク上重要な設備・手順の周知を行う
- ② PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。
- ③ リスク上重要な設備・手順に対して信頼性維持・向上のための措置をとる。

① DG (A) OLM時のプラント構成における、リスク上重要な設備・手順について周知を行う

DG(A)を待機除外した場合のFV重要度及びRAW それぞれの上位の基事象を選定し、それをもとにリスク上重要な設備や手順に関する注意喚起のための資料を作成する。

CDF			
順位	FV重要度上位	順位	RAW上位
1	防火兼手動ダンパ401D 戻し忘れ	1	遮断器 AC1B,2B 誤閉CCF
2	手動ダンパ401B 戻し忘れ	2	遮断器 AC1A,2B,誤閉CCF
3	防火兼手動ダンパ401C 戻し忘れ	3	発電機負荷開閉器
4	原子炉補機冷却水ポンプC 起動失敗	4	遮断器 AC2B 誤閉
...

② PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。

DG (A) の待機除外による起因事象発生頻度の上昇はないため、PRAスコープに含まれていないリスクへの影響は無い。したがって追加の措置は不要。

なお、影響がある場合は、感度解析をする等して、影響を確認する。

(参考) OLMにおけるリスク評価、管理措置の例 (リスクレベル白の例)

モデルプラント (PWR) にてDG (A) を待機除外した場合の例

<準備・計画段階 I>

リスク管理措置 (内的事象)

(待機除外10日間を想定した場合)

$$\text{ICDP} = 1.7 \times 10^{-7}$$

$$\text{ICFP} = 1.4 \times 10^{-7}$$

リスクレベル	しきい値	
	ICDP	ICFP
赤	$> 10^{-5}$	$> 10^{-6}$
黄	$\leq 10^{-5}$	$\leq 10^{-6}$
白	$\leq 5 \times 10^{-6}$	$\leq 5 \times 10^{-7}$
緑	$\leq 10^{-6}$	$\leq 10^{-7}$

リスクレベルが白であるため、ガイドラインに従い以下を実施する。

- ① リスク上重要な設備・手順の周知を行う
- ② PRAスコープに含まれていないリスクへの影響を検討し、必要な措置を講じる。
- ③ **リスク上重要な設備・手順に対して信頼性維持・向上のための措置をとる。**

③ リスク上重要な設備・手順に対して信頼性維持・向上のための措置をとる。

「事象進展の緩和」の観点から「FV重要度」に着目して対象機器を抽出
FV ≥ 0.01 かつ FV変化率が100%を超える事象 (約15事象)

主な事象	リスク管理措置
原子炉補機冷却水ポンプC 起動失敗	原子炉補機冷却水ポンプCへの接近制限、注意表示 (作業禁止)
ディーゼル発電機B 起動失敗	ディーゼル発電機Bへの接近制限、注意表示 (作業禁止)
非常用ガスタービン発電機の起動操作失敗	OLM作業期間中に当直勤務を行う関係者による事故時手順書の内容確認※
軽油タンクからローリーによる燃料輸送失敗	OLM作業期間中に事故対応を担当する関係者による事故時手順書の内容確認※

※内容確認のためのミーティングを開催する。

「事象進展の緩和」の観点から「安全機能」に着目して対象機器を抽出 (約9設備)

主な機器 (フロント/サポート系の組合せ単位)	リスク管理措置	
ディーゼル発電機B ディーゼル発電機給気ファンC/D 海水ポンプC/D	作業禁止	近接制限
空冷式非常用発電機	作業禁止	近接制限
非常用ガスタービン発電機 非常用ガスタービン発電機設備給気/排気ファン	作業禁止	近接制限
外部電源 (予備系統からの受電)	作業禁止	近接制限

(参考) 海外での運転中保全の効果

- 海外では、米国、スペイン、フィンランド、スウェーデン、スイスなど多くの国が運転中保全を導入しており、実際の効果として、以下が挙げられている。
- ✓ プラント停止期間中の保全作業において、限られたエリアの作業集中などを回避することができる。(作業品質の向上)
 - ✓ 特別な資格、特別な技術・スキル、プラントのレイアウトや要求事項といった分野について、必要な力量・経験を有した作業員を年間を通して確保できる。(作業員の力量)
 - ✓ プラント停止期間中の保全作業において、設備未経験者の参加を低減することができる。(作業員の力量)
 - ✓ 年間を通して保全作業を行うため、設備のパフォーマンス及び信頼性に対する所員の意識を向上できる。
 - ✓ 劣化等の兆候が確認できた場合に、次回のプラント停止を待たずに、解決することができる。

赤字：9/28 NRA面談資料からの変更箇所

リスク情報活用に係るこれまでの実績および 今後の取組みについて (ドラフト)

原子力エネルギー協議会

- 国内における確率論的リスク評価（以下、「PSA」または「PRA」という。）は、先行する米国PRAモデルを参考に、1980～1990年代にかけて解析コード、データ等の整備を実施。
- その後、事業者は、シビアアクシデント（SA）による事故の影響をより一層低減する目的として、2001年、PSAを用いてアクシデントマネジメント（AM）策を整備。また、定期安全レビュー（PSR）において、PSAを用いてAM策の効果を確認する等、リスク情報を活用。
【5 参照】
- 2011年に発生した福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事業者は発電所における地震・津波対策工事、重大事故等対処設備の整備等を行うとともに、PRAの活用も含めたリスクマネジメント強化に取り組んでいる。
- 本資料は、これまでの国内におけるリスク情報活用の事例、および今後取り組むべき事項について整理した。

2. リスク情報活用に係る取り組み状況

2

- ▶ 日本における主な取組状況（福島第一原子力発電所事故以降）
 - ・再稼働済み事業者は、PRAを実施し、その結果から得られた情報を踏まえ、リスク低減のための追加措置を実施（安全性向上評価）。 【6～8 参照】
 - ・また、事業者は、原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取り組みの一環として、新規工事計画時におけるリスク情報活用や、改善措置活動（CAP）における処理区分の影響度判定におけるPRA活用等を実施。 【9～11 参照】

 - ・原子力エネルギー協議会（ATENA）は、デジタルCCFや一相開放故障事象等、原子力発電所の共通的な技術課題（新知見）対応において、リスクレベルやリスクシナリオを確認し、対策を検討。 【12～13 参照】

 - ・電力中央研究所 原子力リスク研究センター（NRRC）は、パイロットプラントにおける海外専門家レビューによるPRAモデルの高度化や国内実績に基づくPRAのための機器信頼性データ等の整備を実施。 【14～15 参照】
 - ⇒ PRAモデル高度化や機器信頼性データ等の整備について、ATENAはNRRC及び事業者と協力し、産業界一体となって引き続き取り組んでいく。

3. 今後の取組み

- リスク情報を活用することで、発電所の脆弱点や運用上の課題、新知見等を検討することが可能となり、効果的な安全性向上対策が実施可能となる。
- ATENAは、リスク情報を活用した更なる安全性向上のため、以下の事項について、NRAと意見交換を重ねながら取り組む。このうち、至近で認可手続きが必要な事項（下表赤枠部）について、今回説明する。

分類	活用実績（例）	今後の対応 （取組中のものを含む）
①脆弱性の発見 （設備／運用改善）	・アクシデントマネジメント（AM）整備 ・安全性向上評価における追加措置	・設計の経年化管理（設計古さ対応）
②運用管理の改善	・工事実施時／定期検査時のリスク評価 ・CAP処理区分（影響度判断基準）	・DB/SA設備のLCO等の充実 （資料1-1参照） ・オンラインメンテナンス（資料1-2参照）
③新知見対応	・デジタルCCFと過渡・事象事象とが重畳した 場合における多様化設備の有効性評価 ・一相開放事象	・新知見を踏まえたリスク情報活用による改善策の検討

(以下、参考)

(1) アクシデントマネジメント (AM) 整備

- 「原子炉設置者が自主的にアクシデントマネジメント (AM) を整備することは強く奨励されるべき」との原子力安全委員会決定を受け、1992年、通商産業省は事業者に対し、**原子炉施設ごとにPSAを実施し、AMの整備**およびそれらの結果の報告するよう要請した。
- 事業者は1994年に個別プラントのPSAを実施して脆弱性を把握し、原子炉施設に対するAM整備方針を取りまとめ、通商産業省に報告した。その後、2001年度に既設原子炉施設のAM整備を完了し、2002年5月に原子力安全・保安院へ報告。原子力安全・保安院は、事業者のAM整備状況及びその有効性をPSAを用いて確認※した。

※「軽水炉原子炉施設におけるアクシデントマネジメントの整備結果について 評価報告書」
(平成14年10月 原子力安全・保安院)

PSA実施によるAM整備の結果、炉心損傷頻度 (CDF) や格納容器破損頻度 (CFF) がさらに低減され、発電所の安全性が向上

整備したAM策 (例)

- ・代替注水・・・既設補給水／消火水系を活用し、炉心および格納容器への注水機能を向上させる。
- ・電源融通・・・隣接する原子力施設間で電源融通し、電源供給能力を向上させる。
- ・格納容器ベント・・・耐圧性を強化したベント配管を設置し、格納容器からの除熱機能を向上させる。

(2) 安全性向上評価

- 2013年12月の原子炉等規制法改正に伴い、新規制基準適合性審査を経て運転を再開した原子炉施設を対象に、安全性向上評価制度が導入された。
- 「「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」に基づき、事業者は最新の知見を反映の上、内部事象及び外部事象に係るPRAを実施。**事業者は、PRAの結果から得られた情報を踏まえ、リスク低減のための追加措置を実施**している。【継続実施】

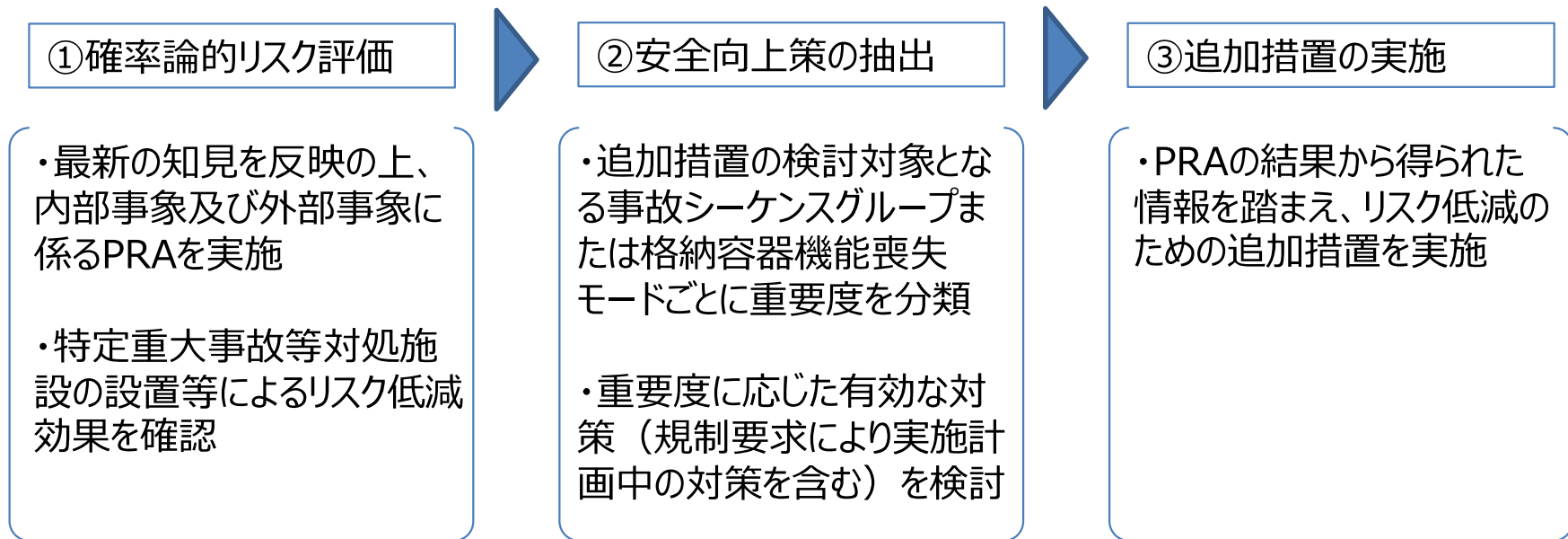


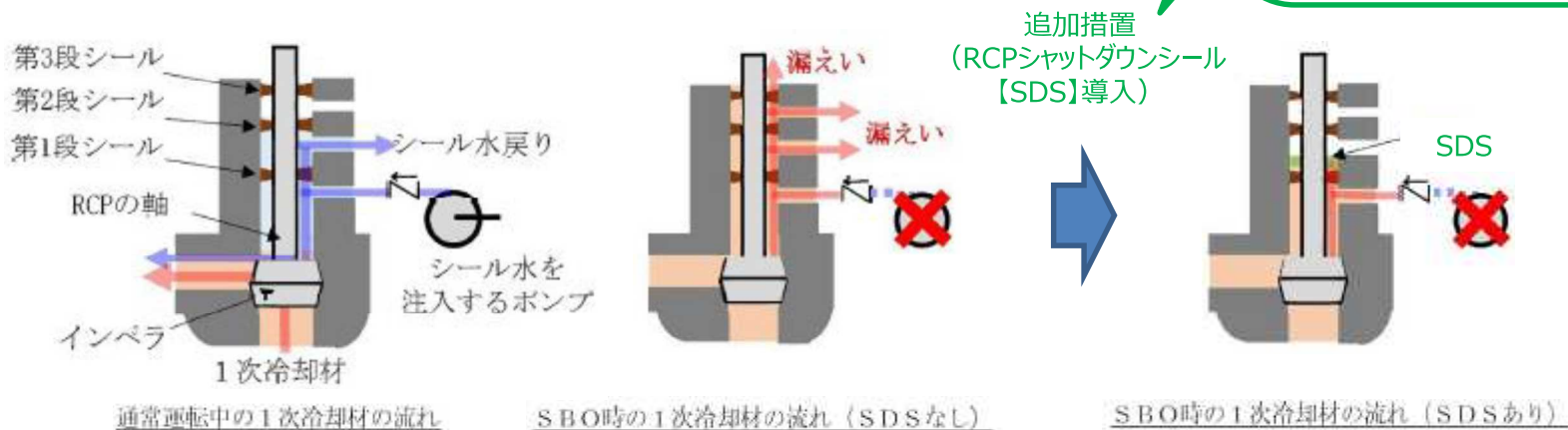
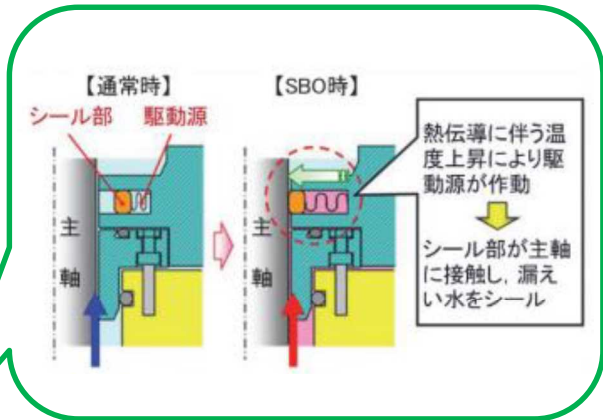
図 PRAを踏まえた安全性向上策（追加措置）実施手順（概要）

【参考 1】国内におけるリスク情報活用の事例

(2) 安全性向上評価 【事例 1：関西電力における追加措置】

- RCPの軸シール部は、通常運転時は冷却され、低温条件下に保つことにより健全性を維持しているが、全交流電源喪失（SBO）等が発生した場合（かつ長時間継続した場合）にはシール性能を維持できなくなり、RCPシールLOCA に至る可能性がある。

- 追加措置としてRCPシャットダウンシール（シール部と駆動源で構成）を導入。シール部が高温/高圧条件下に晒された場合に作動し、シール部がRCP主軸に接触することで、1次冷却材の漏えいを制限。

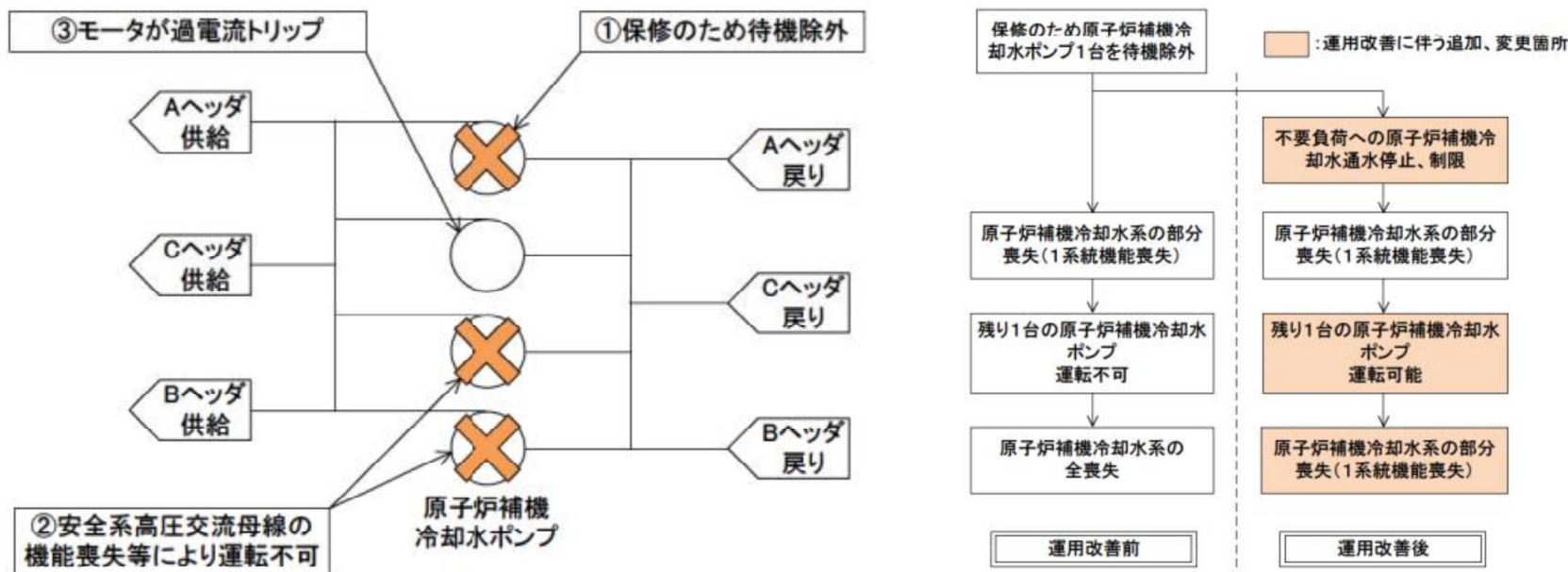


【参考 1】国内におけるリスク情報活用の事例

(2) 安全性向上評価 【事例 2：四国電力における追加措置】

➤ 原子炉補機冷却水（CCW）系は多重化された2系統で構成されており、通常は各系統1台ずつ運転している。CCWポンプ1台が保守等のため待機除外時（下図①）に、もう片系統のCCWポンプが機能喪失した場合（下図②）、CCWポンプが1台運転となり、当該ポンプが過負荷でトリップすることによりCCW系が全喪失に至る可能性がある。

➤ 追加措置として、CCWポンプ1台待機除外時にCCW系の負荷を制限する運用を開始。全CDFで約10%低減。

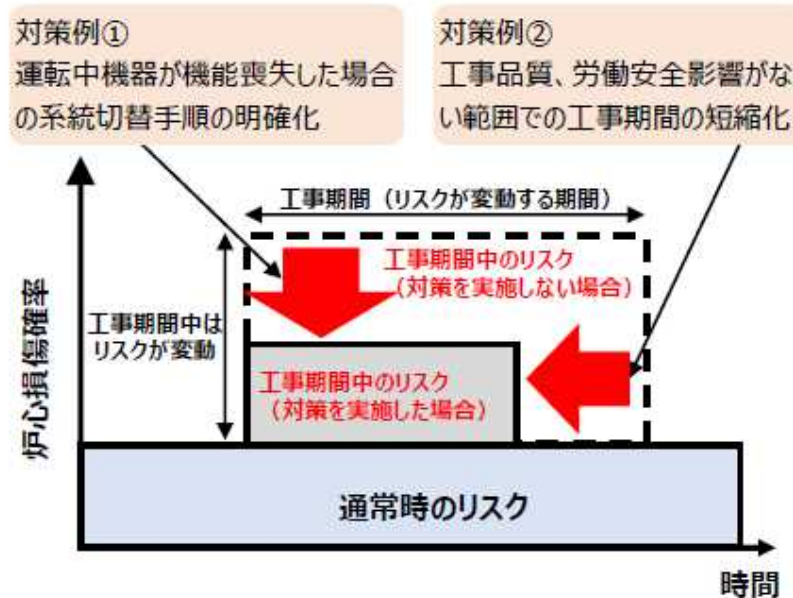


【参考 1】国内におけるリスク情報活用の事例

(3) 工事実施時におけるリスク情報活用

- **新規工事の計画時にPRAを活用し、万一、運転中機器が機能喪失した場合の待機系への切替手順の明確化や、工事品質・労働安全影響がない範囲での工事期間短縮等により、工事期間中のリスクを低減。**

【工事実施時におけるリスク情報活用のイメージ】



○大飯3, 4号機 海水ポンプ (SWP) 室スクリーン単機化工事に伴うSWPの隔離中のリスク低減策

(対策例①)

- ✓ SWP1台隔離中の炉心損傷頻度の増分(ΔCDF)は、 2.22×10^{-7} 。万一、運転中SWPが故障した場合に備え、待機系への切替手順を事前に明確化することにより、工事期間中の ΔCDF を 3.6×10^{-8} まで低減。

(対策例②)

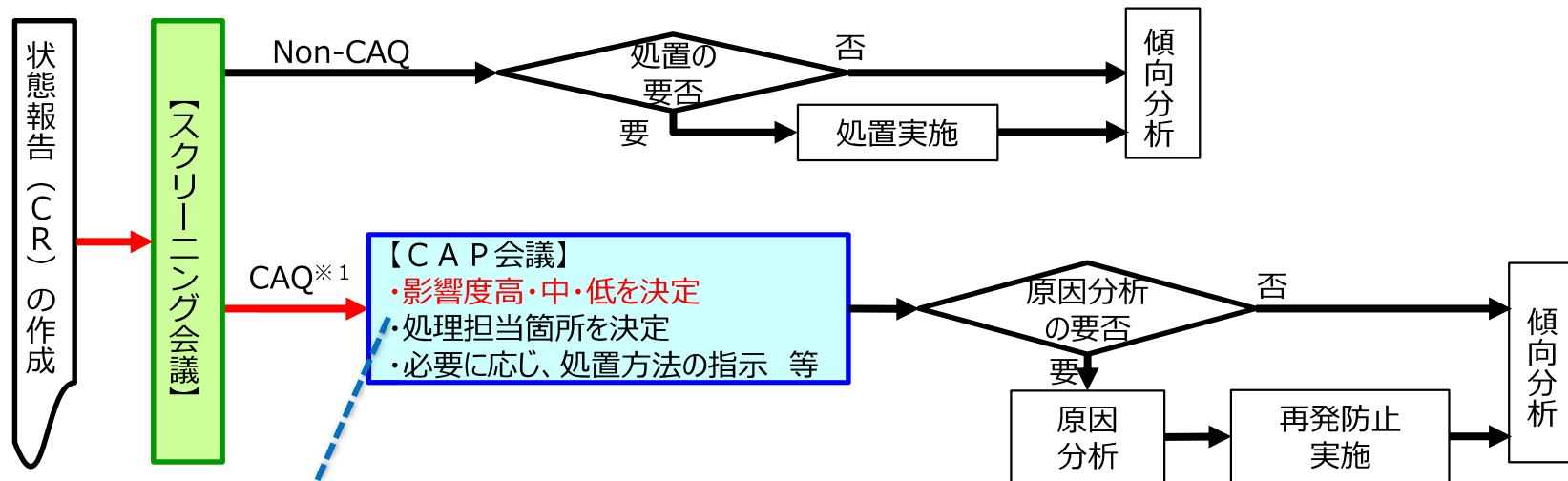
- ✓ 工事品質、労働安全影響がない範囲で工事期間を50日→40日まで低減

- 各発電所がこれまで取り組んできたリスク情報を活用した事例のうち、代表的なものについて、評価の手順や結果を用いた対応等を取りまとめ、教育資料を社内他プラントへ共有。

(4) CAP処理区分へのPRA活用

- 改善措置活動（CAP: Corrective Action Program）において、**抽出された問題点に対する原因調査、是正処置の範囲・深さを区分するための一つの指標として、PRAを活用。**

<CAPプロセス>



※ 1 : CAQ (Condition Adverse to Quality) : 原子力安全 (品質) に影響を及ぼす状態

影響度 高	影響度 中	影響度 低
<ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷頻度の増分 (ΔCDF) 1×10^{-6} (/炉年) 以上の事象※ 2 ・格納容器機能喪失頻度の増分 (ΔCFF) 1×10^{-7} (/炉年) 以上の事象※ 2 ・当社原子力事業に対する社会的信頼を損なう不適切な事象 ・影響度中の事象の繰り返し発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・影響度低の事象の繰り返し発生 ・原子力規制検査の7つの監視領域のパフォーマンス目標を達成せず、安全な状態を維持することに影響を与えているもの ・運転上の制限の逸脱 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の原子力安全および放射線安全に係る規制要求適合に影響するが、原子力規制検査の7つの監視領域のパフォーマンス目標を達成し、安全な状態を維持しているもの

【参考 1】国内におけるリスク情報活用の事例

(4) CAP処理区分へのPRA活用

➤ 大飯発電所 3号機 B充てんポンプの運転上の制限の逸脱の場合

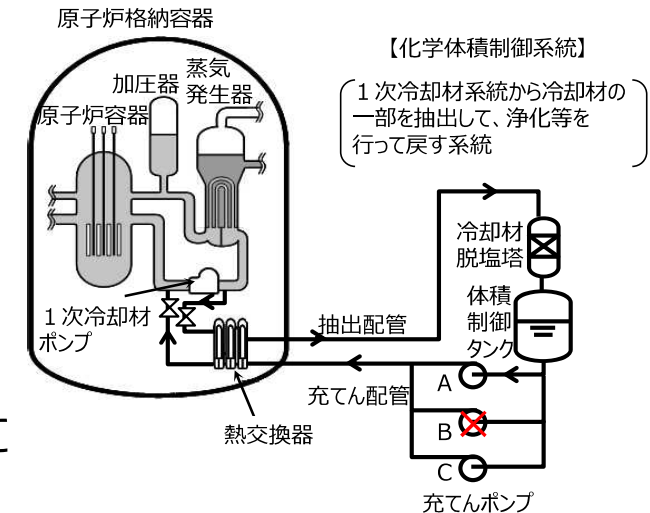
【事象の概要】

○定格熱出力運転中に3台ある充てんポンプのうち待機中のB充てんポンプの補助油ポンプが停止。

○定格熱出力運転中は、重大事故等対処設備として、B充てんポンプが動作可能である必要があることから、保安規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断。

○その後、補助油ポンプのモータを取替え、正常に起動することを確認。運転上の制限を満足する状態に復帰。

○B充てんポンプが動作不能な期間の ΔCDF 、 ΔCFF をPRAにより評価した結果、 1×10^{-10} (/炉年)程度。



✓ **PRAにより ΔCDF 、 ΔCFF を評価した結果、リスク増分は、 1×10^{-10} オーダーであり、「影響度高」の基準を下回っており、また**運転上の制限の逸脱事象**であることから、「**影響度中**」と判定。**

【参考 1】国内におけるリスク情報活用の事例

(5) デジタルCCFと過渡・事故事象とが重畳した場合における多様化設備の有効性評価

- ▶ デジタル安全保護回路のソフトウェアCCF影響評価において、ソフトウェアCCFと単一の過渡・事故事象との重畳が生じた場合の、多様化設備の有効性（リスク低減効果）について評価を実施。
- ▶ その結果、**決定論的評価では**ほとんどの過渡・事故に対して、従来の多様化設備で炉心損傷防止が可能である一方、**大・中破断LOCAに対しては、現状の多様化設備では炉心損傷に至ると評価。**

CCF発生率を考慮した確率論的評価（試算）を行った結果、炉心損傷頻度は十分小さい（ $<10^{-11}$ /炉年）ものの、原子炉停止系に関する決定論評価からの必要性を鑑み、対策を実施。

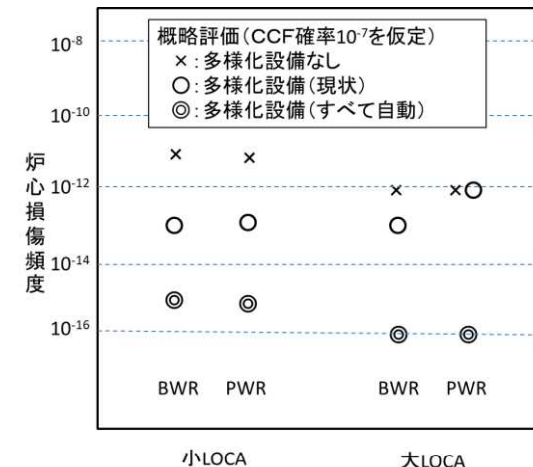
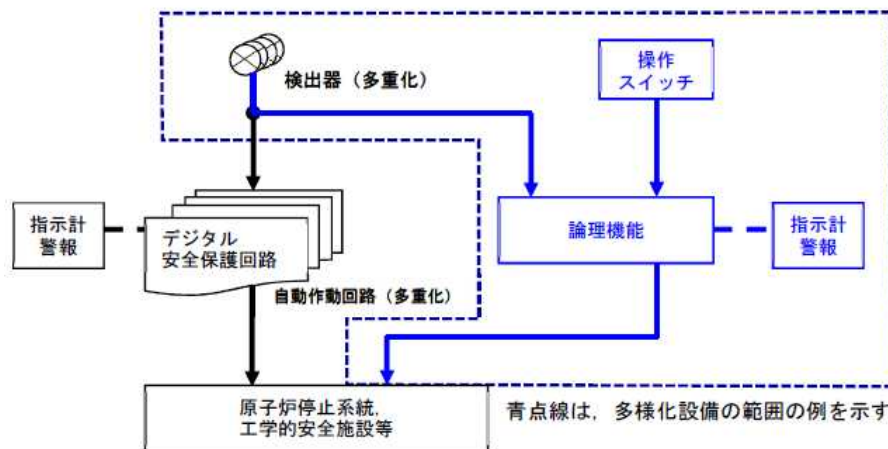
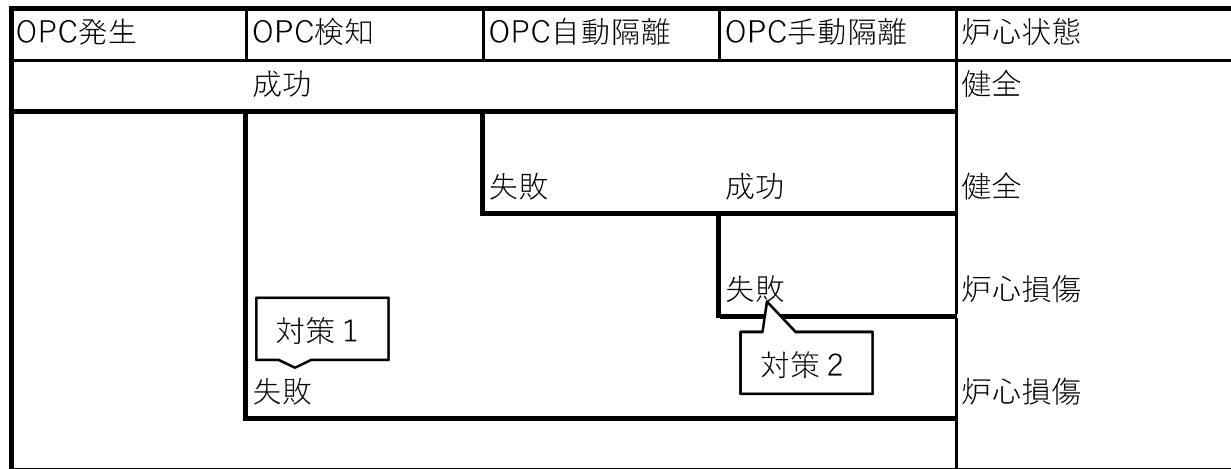


図 デジタル安全保護回路CCFを前提とした炉心損傷頻度（概略イメージ）

(6) 一相開放事象 (OPC : Open Phase Condition)

- 米国におけるOPCリスク評価状況について、NEI 19-02※等により確認。
- OPC発生後、OPCの検知または当該箇所の隔離（自動、手動）がされないと、EDGが起動せず安全系補機類が電圧不平衡に起因する過電流等により連続的にトリップし、炉心損傷に至る可能性。



- 対策1 : 検知失敗に対し検知対策を追加
- 対策2 : 手動隔離手順を追加

- OPC検知器 (OPIS) による遮断機自動トリップ機能は、プラント状況次第ではリスクを増大させる可能性があり、運転員が手動トリップすることで十分にリスク抑制が可能。

対策として、運転員に対する警報発信用として「OPC自動検知システム」を設置し、警報発信時は速やかにOPC発生箇所を特定し、手動にて隔離する運用とした。

- 先行する米国PRAモデルを参考に、1980～1990年代にかけてPSAに用いる解析コード、データ等の整備を実施。
- 2014年、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、RPA、リスク情報を活用した意思決定（RIDM）、リスクコミュニケーションの最新手法の開発・使用により、事業者及び産業界による原子力施設の継続的な安全性向上のための取り組みを支援するため、電力中央研究所内に原子力リスク研究センター（NRRC）を発足。
- 2015年、NRRCの支援のもと、海外で実践されているリスク情報を活用したPRA（Good PRA）の構築に向けて、柏崎刈羽7号機および伊方3号機をパイロットプラントとしたPRA改善活動を開始（2017年からは、海外専門家によるレビューを実施）。

【主なPRA高度化項目】

・起回事象の高度化

より現実的なシナリオを取り入れるため、起回事象を追加・細分化し、イベントツリーを整備。

・人間信頼性評価（HRA）の高度化

NRRCで整備した「PRAのためのHRA実施ガイド」を参考に、事故時の運転員操作に対する運転手順書や運転員インタビューを実施。認知・診断及び実行に関する手法の高度化等を実施。

また、米国で広く使用されているHRA Calculatorを導入。

- PRAに用いる機器故障率データは、当初、主として米国NRCやIEEEのデータベースが用いられており、国内で収集した機器故障率データは、1990年代後半より感度解析用として部分的に利用。
- その後、原子力施設情報公開ライブラリ（NUCIA）の原子力機器トラブル情報をもとに機器故障率データを整備。しかし、NUCIAがPRAでの使用を目的に設計されたデータベースではないことから、登録された機器範囲とPRAで対象としている範囲が異なり、機器母集団数の集計が不正確。

- NRRCは、米国の関連ガイド・標準を参照の上、事業者間での情報収集にばらつきが生じないように、ガイド（案）※を作成し、事業者を提供。

※「確率論的リスク評価（PRA）のための機器信頼性データ収集実施ガイド」（2023年5月 報告書とりまとめ・公開）

⇒事業者は、ガイド（案）に基づき、PRAモデルを構成する基事象から故障情報の収集対象とする機種・故障モードを定義し、それらを母集団として、故障情報と運転経験情報を収集。

- 本情報をもとに、NRRCは2021年に「国内原子力発電所のPRA用一般機器信頼性パラメータの推定」として報告書取りまとめ、公開。
⇒国内一般機器信頼性パラメータを米国の一般パラメータと比較したところ、国内パラメータの水準は、米国と同等もしくは若干低い傾向を示し、米国の数値より2桁も低いような事例はほとんどないことを確認。

